

大田原市
子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月
大田原市

はじめに

子どもは、親にとってかけがえのない存在であるとともに、地域社会全体の大切な宝です。

現在、全国的に、共働き家庭の増加や家庭環境の多様化など社会構造が大きく変化しています。さらに、少子高齢化が社会的に大きな問題となっている中、子育て環境の整備は急務といえます。

このような社会状況に対応するため国は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子ども・子育て支援の新しい制度をスタートさせます。これにより、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備を計画的に進め、総合的な子ども・子育て支援を推進することとしています。その最前線となる実行計画が全国市町村の計画であり「大田原市子ども・子育て支援事業計画」となります。



これからの大田原市が明るく豊かで活力のある躍進する都市となるためには、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される地域社会の形成が重要となります。今後、「子育て環境日本一！」を目指して、子どもを生き育てることに喜びを感じられる社会の実現のため、本計画の実行に積極的に取り組んでまいります。

大田原市は、地域や世代間、そして人と人との絆を大切にする土壌が色濃く残る街です。市民のみなさま、そして関係機関、関係団体等のみなさまにおかれましては、自助・共助・公助の役割を自覚し、助け合い、支え合いの「知恵と愛のある共同互恵のまちづくり」を進め、大田原市の子どもたちが、そして、すべての子どもたちが健やかで幸福な生活を送れるようご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたって、アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見やご提言をいただきました市民のみなさま、並びに、慎重なご審議をいただきました大田原市子ども・子育て会議の委員のみなさまに心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

大田原市長 津久井 富雄



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	3
第2章 大田原市の子ども・家庭の現状	4
1. 少子化の動向	4
2. 婚姻及び出産等の動向	7
3. 人口推計	9
4. 就業の状況	11
5. 子どもの福祉、教育の現況	12
6. 今後の課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	18
1. 基本理念	18
2. 計画のキャッチフレーズ	19
3. 基本目標	20
第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策	22
1. 教育・保育提供区域の設定	22
2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	23
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	26
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	38
基本目標1 地域における子育て支援の充実	38
基本目標2 親と子どもの健康確保・健康づくり	45
基本目標3 保護が必要な子どもや家庭への支援	49
基本目標4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備	52
基本目標5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備	55

第6章 計画の推進に向けて	60
1. 推進体制の充実	60
2. 教育・保育の一体的提供と体制の確保	61
資料編	62
1. 計画策定の経過	62
2. 大田原市子ども権利条例	63
3. 大田原市子ども・子育て会議条例	64
4. 委員名簿	65

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

国では、平成15年の「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、進行する少子化への対応や子育て支援について、さまざまな視点から社会・地域全体での取り組みを推進してきました。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「大田原市次世代育成支援対策行動計画（後期）～子育て応援プラン～」と、保育基盤の見直しや整備の方向性を計画した「大田原市保育計画」を平成22年3月に策定、さらに平成24年3月には「大田原市母子保健計画～愛あいプラン～」を策定し、子育て環境の整備に取り組んできました。計画期間における取り組みとしては、各種子育て支援施策をはじめ、保育園の統合整備事業や民間活力の導入を推進するための公立保育園の民営化による保育園整備事業、学校の空き教室を利用して4年生以上の受け入れを行う学童保育事業などの施設整備や、「まちなかでの子育て世代の社会活動を支援する」ことをコンセプトとした中心市街地活性化再開発ビル「トコトコ大田原」内の「大田原市子ども未来館」の開設など少子化対策事業や子育て支援事業を展開してきました。

本市においては、直近5年間の出生数は年々減少し、年間560人前後で推移し、子どもの数は減少している状況にあるにも関わらず、近年の核家族化の進行や女性の社会進出の増加と女性活力の積極的登用、厳しい労働環境における共働き家庭の増加と長時間労働などを要因として、低年齢児の保育需要の増大により、保育基盤の不足による待機児童の出現が問題となっています。このように子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、めまぐるしく変化し、多種多様化しています。

このような状況を踏まえ、国では教育・保育及び地域における子育ての体制整備が図られるとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方の基に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から本格的に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしようとしています。

また、本市においては、平成24年12月に、子どもの尊厳を守り、子どもが幸福で、健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とした「大田原市子ども権利条例」を制定したところです。

本計画は、「大田原市子ども権利条例」の目的でもある、本市の全ての子どもたちが幸福で健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援に関する施策や事業を計画的に推進するため、これまでの本市の子ども・子育て支援の指針として取り組んできた次世代育成支援行動計画を踏襲し、「大田原市子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、その策定は任意となります。

本市では、これまでの次世代育成及び子育て支援への積極的な姿勢を持続していくため、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に可能な限り引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

さらに、市の最上位計画である「大田原市総合計画 新大田原レインボープラン」をはじめ、「大田原市地域福祉計画」、「大田原市障害者福祉プラン」、「大田原市健康増進計画 第2次健康おたわら21計画」、「大田原市母子保健計画（愛あいプラン）」などの計画との整合を図ります。

(2) 計画の期間

本計画は、新制度が本格的にスタートする平成27年度を初年度として、平成31年度までの5年間の計画とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
					大田原市子ども・子育て支援事業計画				
大田原市次世代育成支援対策行動計画（後期） ～子育て応援プラン～									
大田原市総合計画 新大田原レインボープラン 基本計画【前期】		大田原市総合計画 新大田原レインボープラン 基本計画【後期】							

3. 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する大田原市子ども・子育て会議による審議、保護者などへのニーズ調査により、子ども・子育てに関する状況を把握する機会を設けて策定しました。

(1) 大田原市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関。保護者、有識者、子ども・子育て支援事業者など 25 名以内で構成しています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査

保育や子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握するため、市内在住の就学前児童を持つ保護者 2,977 人と小学校児童を持つ保護者 1,500 人、市内在住の妊産婦 283 人を対象に、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査を実施しました。

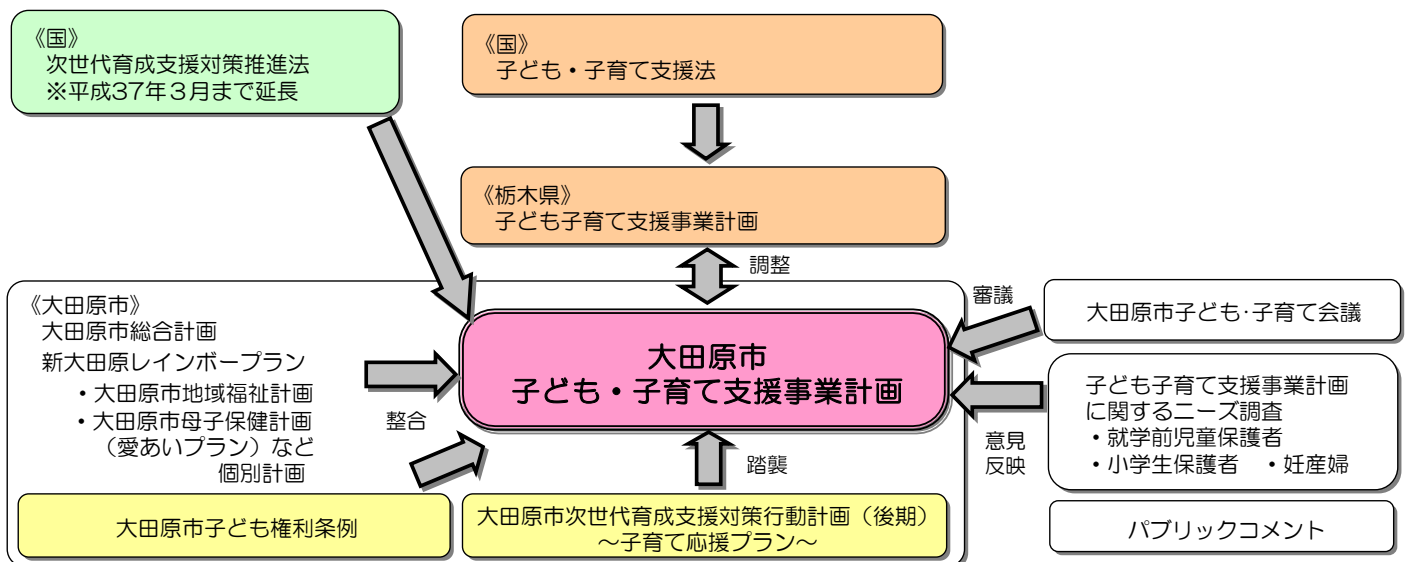
■調査実施日：平成 25 年 12 月 6 日～平成 25 年 12 月 20 日

	対象者	配布数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	2,977 人	1,272 件	42.7%
2	小学生保護者	1,500 人	664 件	44.3%
3	妊産婦	283 人	141 件	49.8%

(3) パブリックコメントによる意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集しました。

○計画策定体制図



第2章 大田原市の子ども・家庭の現状

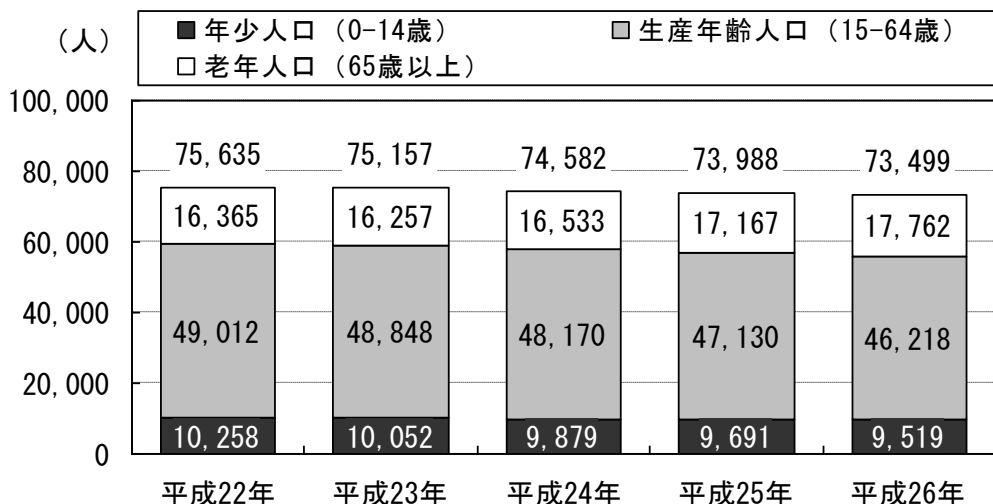
1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口をみると、平成26年4月1日現在は73,499人となっています。平成22年からの5年間の推移をみると、減少傾向となっており、5年間で2,136人減少しています。

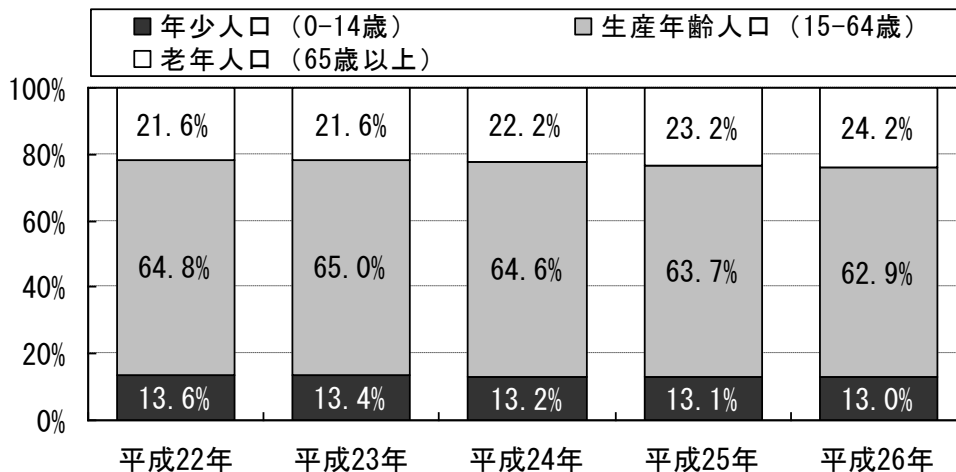
また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、老年人口の割合が増加する一方で年少人口の割合は減少し、いわゆる少子高齢化が進展している状況が分かります。

○人口の推移



資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

○年齢3区分人口構成比



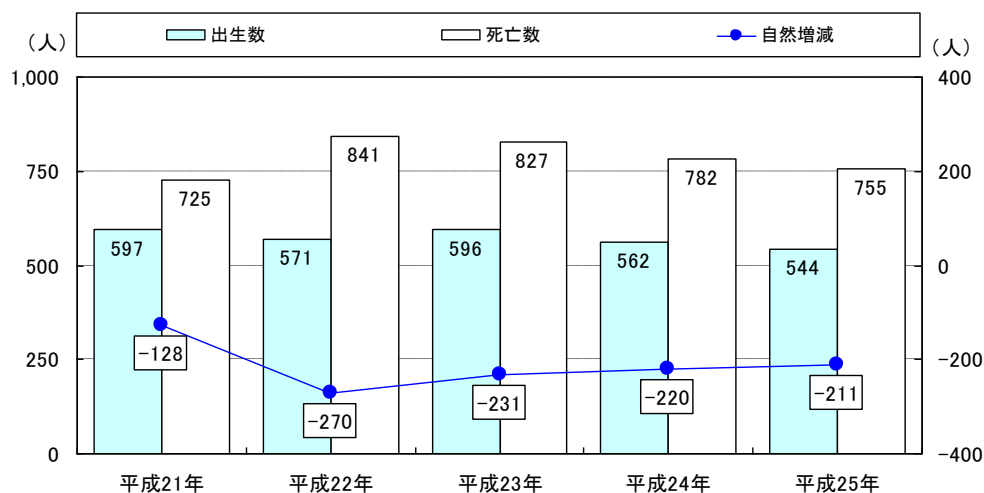
資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

※端数処理上合計が100%にならない箇所があります。

(2) 自然動態の推移

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、近年では、死亡数が出生数を200人以上上回っており、自然減となっています。

○出生数及び死亡数の推移

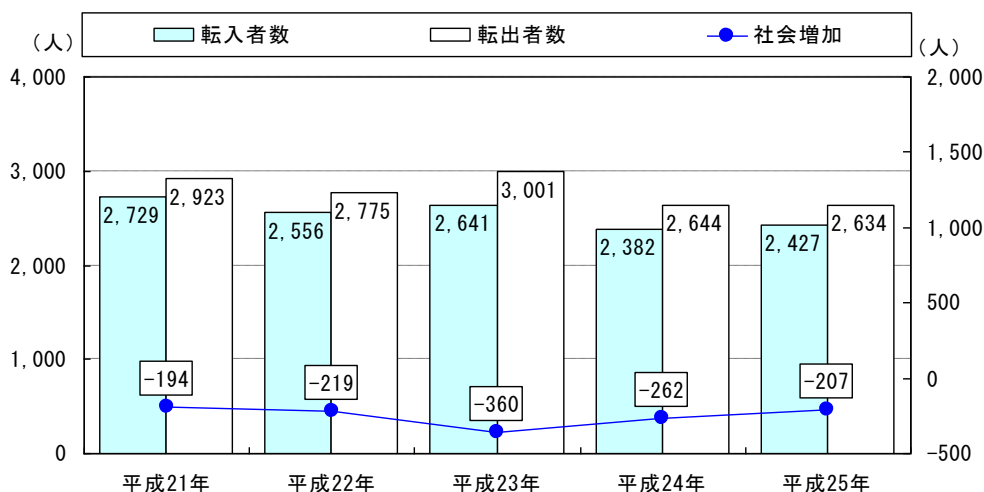


資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

(3) 社会動態の推移

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数が転入者数を上回っています。

○転入者数及び転出者数の推移

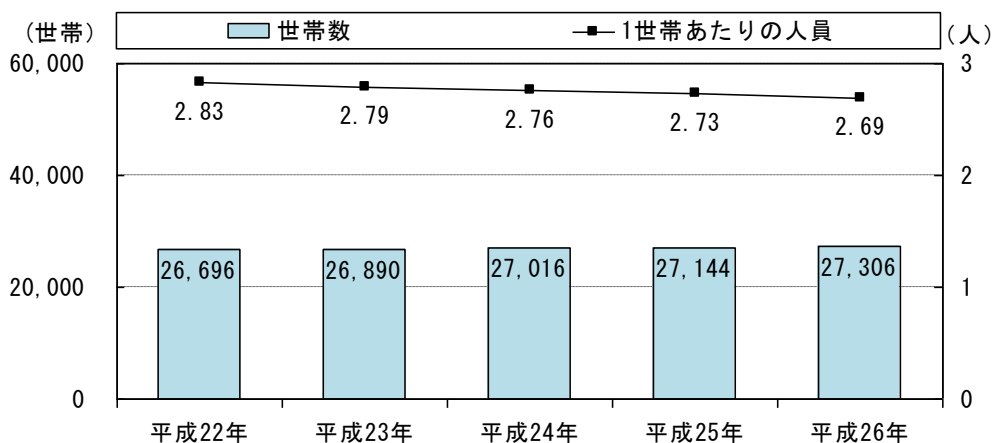


資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

(4) 世帯数の推移

本市の世帯数は、平成26年4月1日現在27,306世帯となっています。平成22年からの5年間の推移をみると、増加傾向となっており、この5年間で610世帯の増加となっています。また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯あたりの人員は減少していることとなります。

○世帯数と1世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

国勢調査による本市の世帯別の状況では、一般世帯数は増加しており、平成22年では28,010世帯となっています。世帯の種類別でみると核家族世帯が親族世帯に占める割合は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、18歳未満親族がいる母子世帯数、およびその構成比は、ともに増加しています。

○世帯別の状況

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	21,346	24,954	26,438	28,010
親族世帯数	17,516	18,252	18,693	18,837
核家族世帯数	10,528	11,637	12,502	13,270
親族世帯に占める割合	60.1%	63.8%	66.9%	70.4%
その他の親族世帯数	6,988	6,615	6,191	5,567
親族世帯に占める割合	39.9%	36.2%	33.1%	29.6%
非親族世帯数	10	62	102	291
単独世帯数	3,820	6,640	7,643	8,769
(再掲)母子世帯数	238	301	347	379
親族世帯に占める割合	1.4%	1.6%	1.9%	2.0%
18歳未満親族がいる母子世帯	222	278	326	353
親族世帯に占める割合	1.3%	1.5%	1.7%	1.9%
(再掲)父子世帯数	49	64	47	45
親族世帯に占める割合	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%
18歳未満親族がいる父子世帯	45	56	38	39
親族世帯に占める割合	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%

資料：国勢調査（H22年度については、一般世帯数合計に誤差あり）

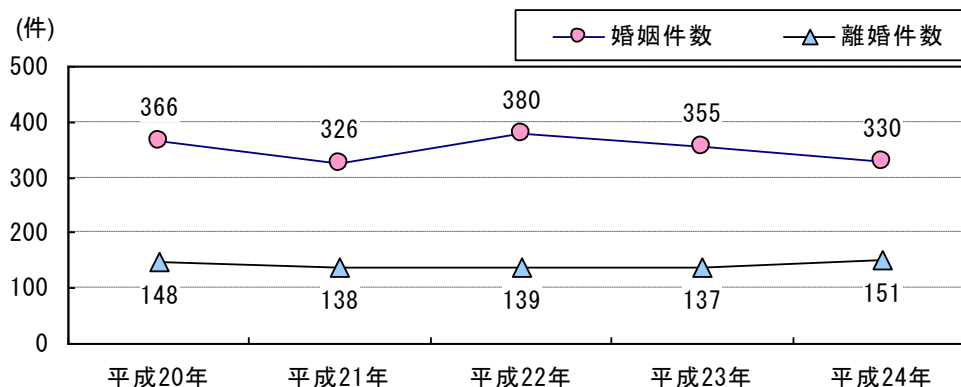
2. 婚姻及び出産等の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は減少傾向にあり、平成24年では330件となっています。

また、離婚件数はほぼ横ばいとなっており、平成24年では151件となっています。

○婚姻件数・離婚件数の推移



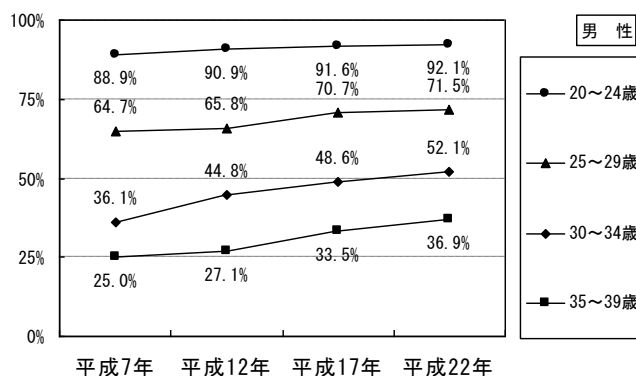
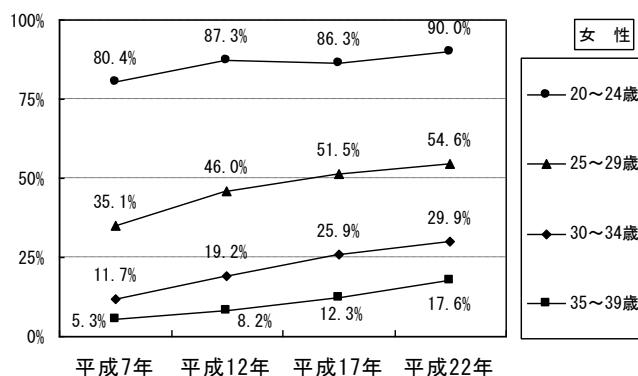
資料：栃木県保健統計年報

(2) 未婚率の推移

本市の未婚率では、男女ともに全年齢で上昇傾向にあることがうかがえます。

最も未婚率上昇の大きな年齢は、女性では、25～29歳で、平成7年では35.1%に対し、平成22年には54.6%と19.5ポイント上昇しています。男性では、30～34歳で、平成22年は5年前と比べて16.0ポイント上昇しています。

○未婚率の推移

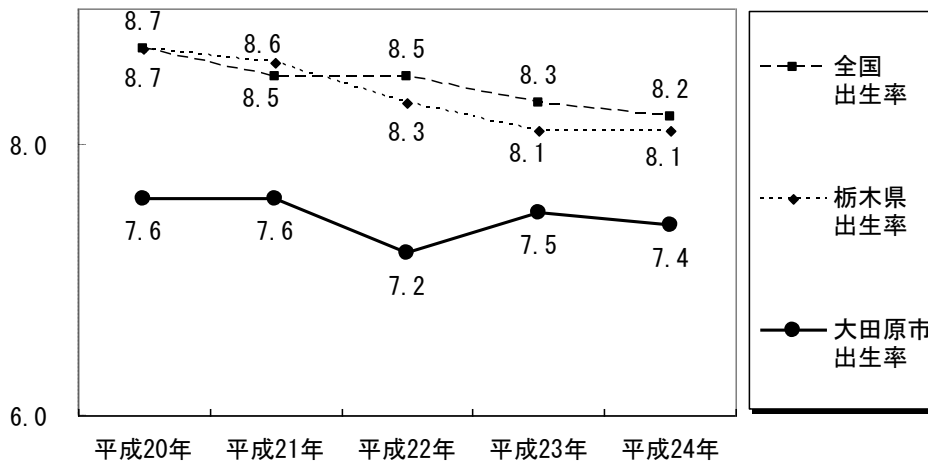


資料：国勢調査

(3) 出生率の推移

本市の出生率※1は全国や栃木県の出生率を下回っています。

○出生率の推移

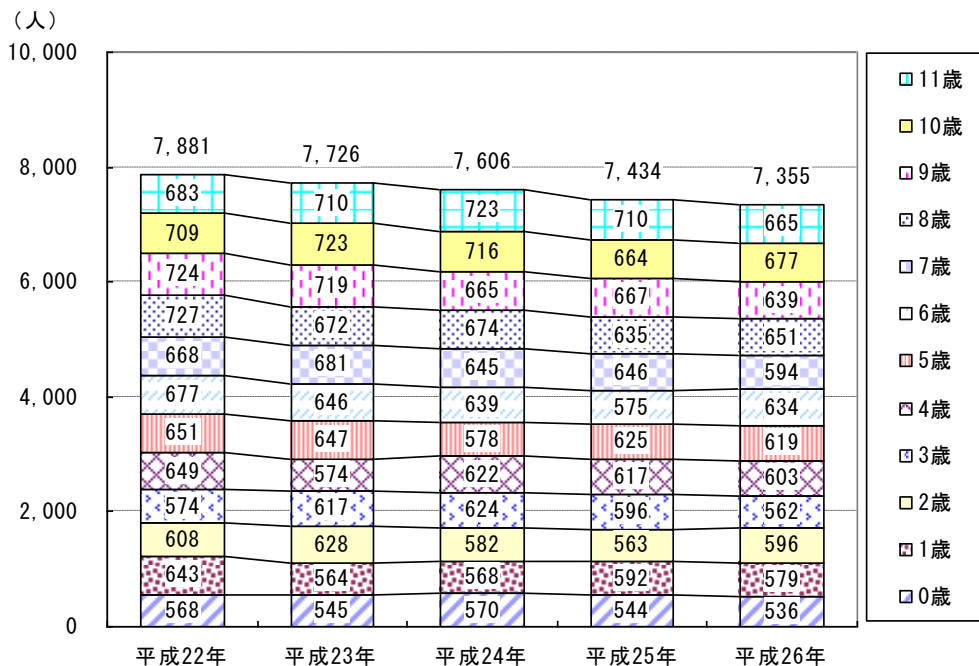


資料：栃木県保健統計年報

(4) 児童数の推移

本市の11歳未満の児童数は、年々減少しており、5年間で526人減少し、平成26年4月現在で7,355人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は、3,495人、6～11歳の小学生児童数は3,860人となっています。

○児童数の推移



資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

※1 出生率：一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1000人当たりの年間の出生数の割合。

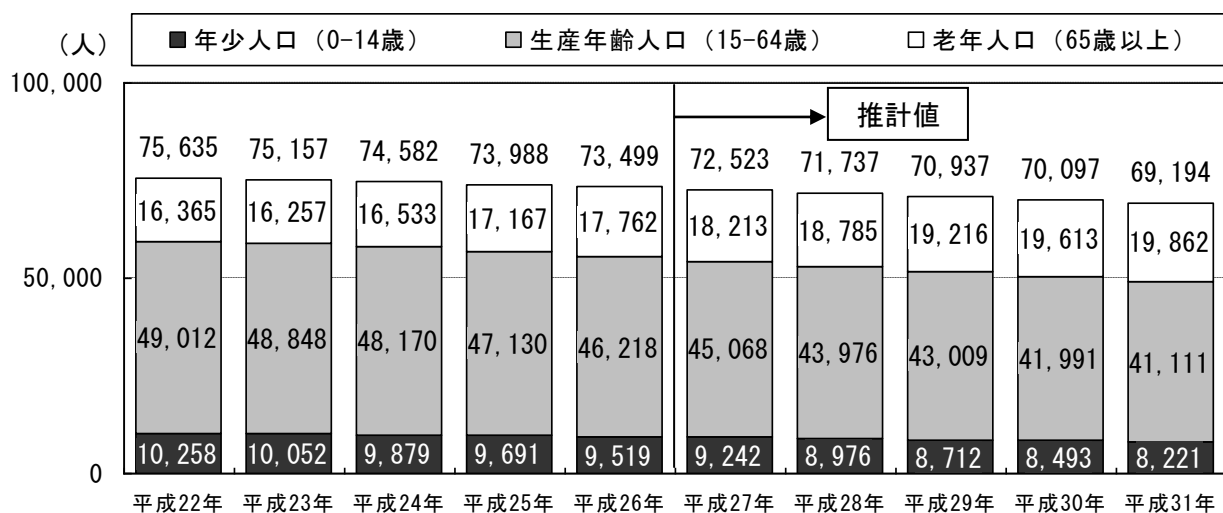
3. 人口推計

(1) 人口推計

平成22年から平成25年の住民基本台帳人口（各年4月1日）をもとに、「コーホート変化率法」による人口推計を行いました。その結果、総人口は、5年後の平成31年には69,194人となると推計されます。

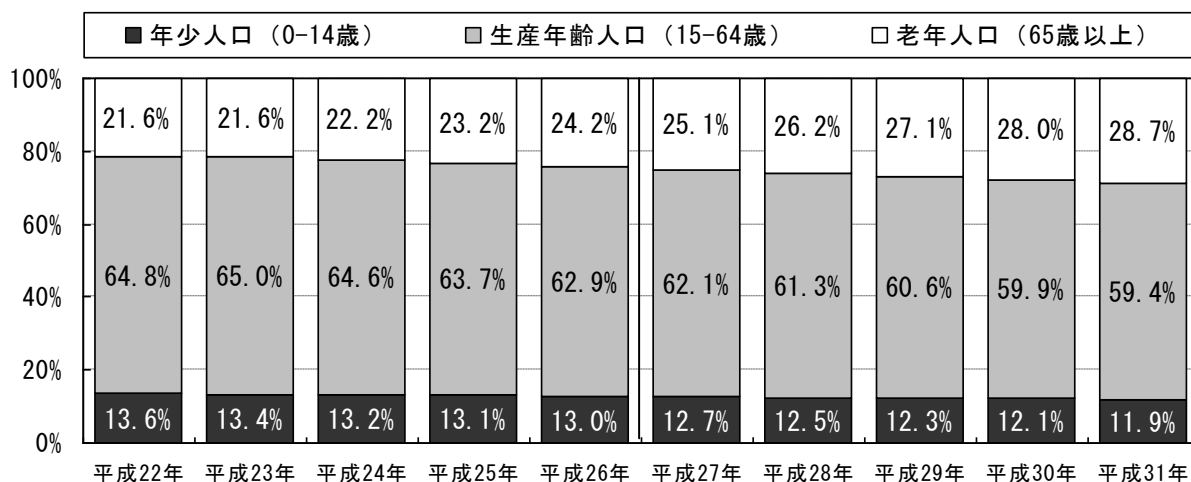
また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、14歳以下の年少人口は微減し続け、その割合は平成31年には11.9%となります。

○人口推計の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）

○年齢3区分人口構成比

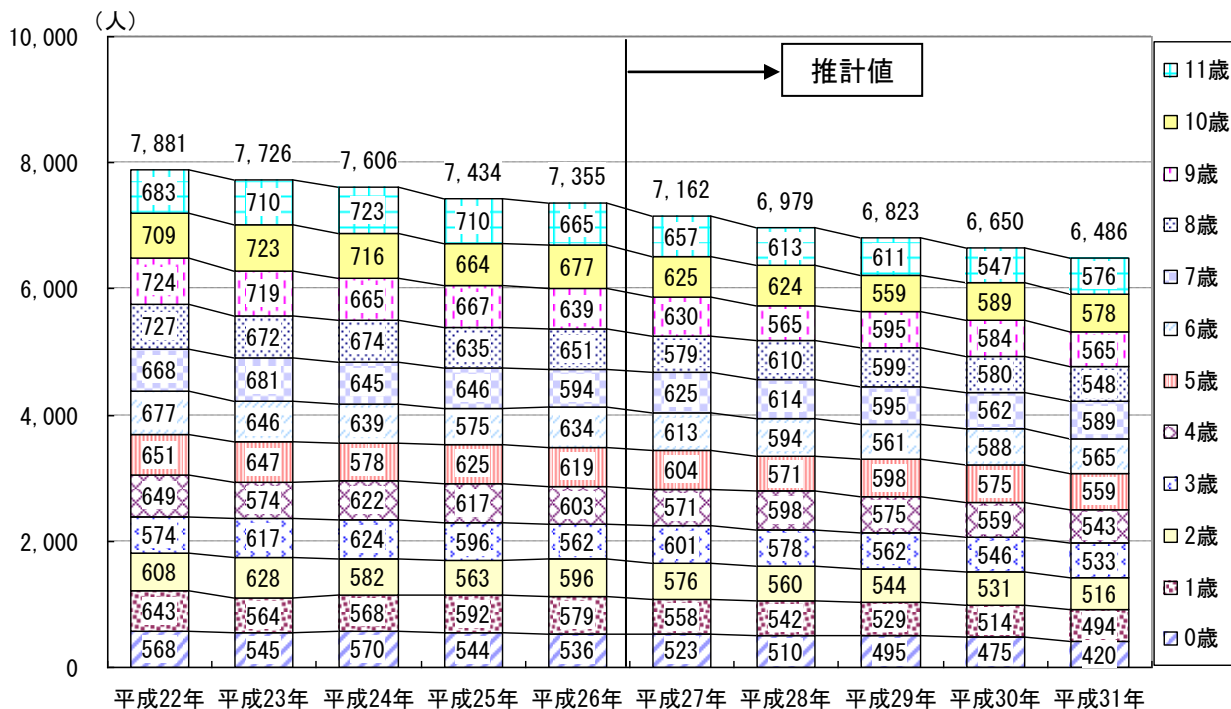


資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
※端数処理上合計が100%にならない箇所があります。

(2) 将来の児童数の推計

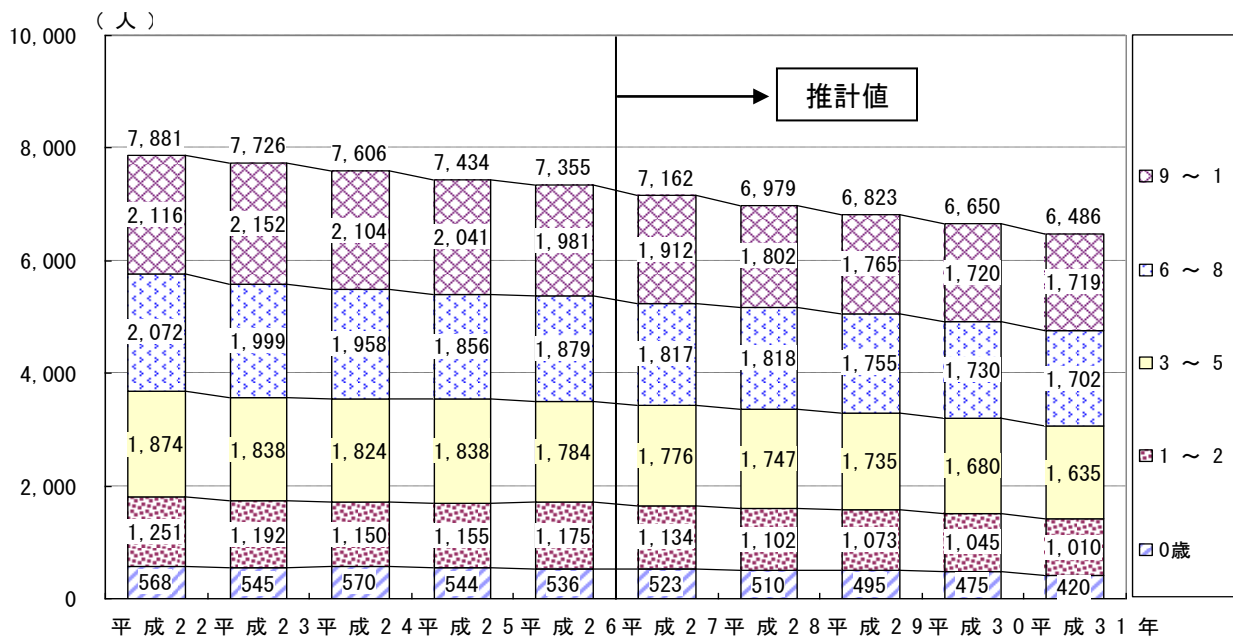
本市における11歳までの将来の児童数は、平成31年には6,486人となると推計されます。本計画期間である平成27年から平成31年までの5年間で676人程度の児童が減少すると推計しています。

○将来の児童数の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

○計画対象年齢別の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

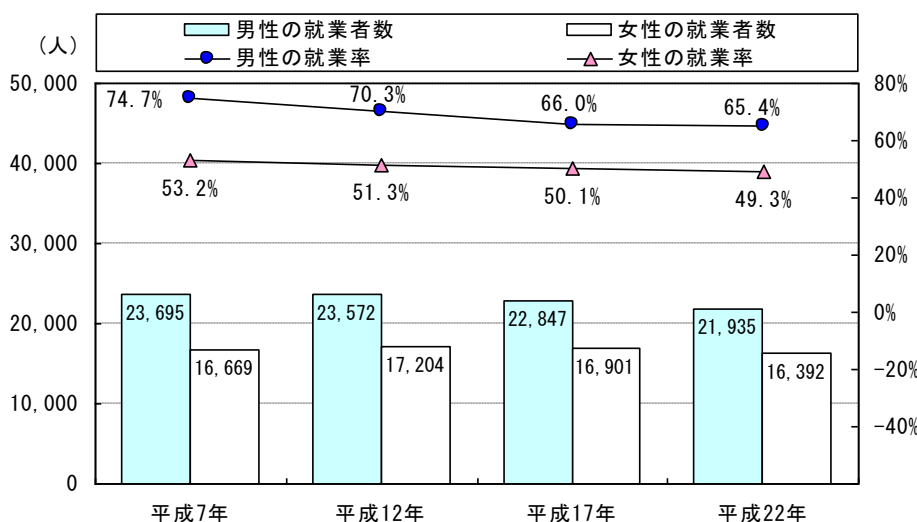
4. 就業の状況

本市の就業者数及び就業率^{※1}の推移は、男性、女性ともに減少しています。

また、年齢別の就業率をみると、男性の就業率では30～59歳は8割以上を保っていますが、女性では30代前後を機に減少し、さらに35歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が高くなっているものと考えられます。

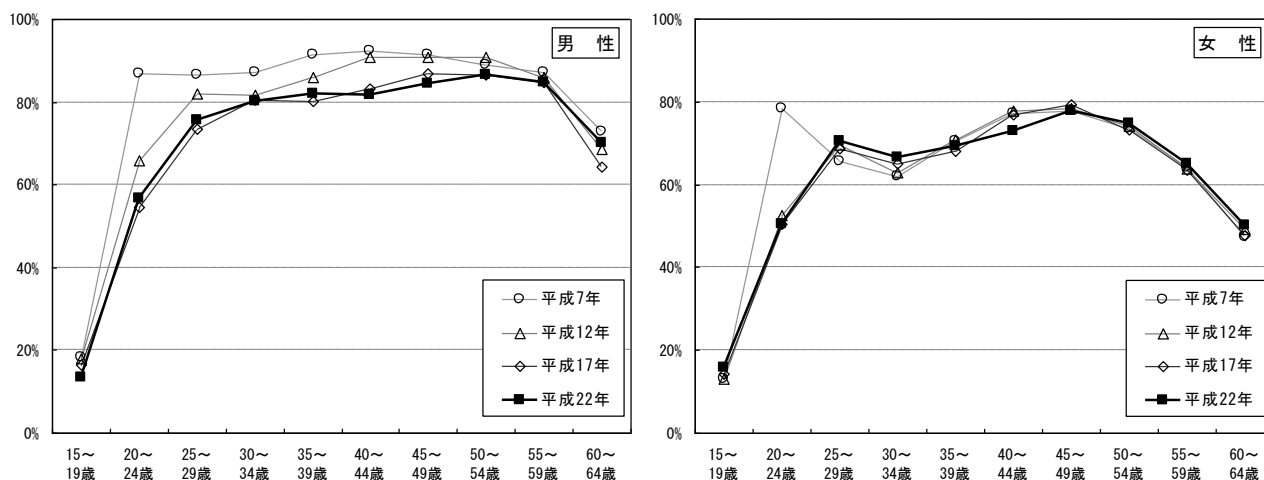
平成7年以降、男女ともに20～24歳の就業率が減少していますが、これらは国際医療福祉大学の開校により学生（未就労）の人口が増加した影響が考えられます。

○就業者数、就業率の推移



資料：国勢調査

○年齢別の就業率の推移



資料：国勢調査

※1 就業率：15歳以上の人口のうちの就業者数の割合。

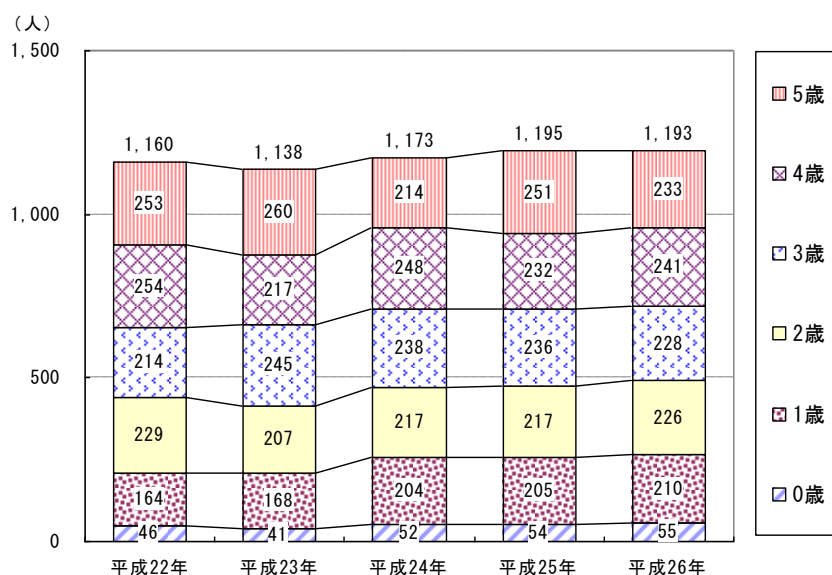
5. 子どもの福祉、教育の現況

(1) 認可保育園入所児童数の推移

本市における認可保育園数は平成26年4月現在、11か所となっています。また、本市の認可保育園入所児童数は、平成26年4月現在で1,193人となっています。

近年は、特に0歳から1歳の入所児童数が増加しています。

○認可保育園入所児童数の推移



資料：子ども幸福課（各年4月1日）

○保育園別入所状況（平成26年4月1日現在）

単位：人

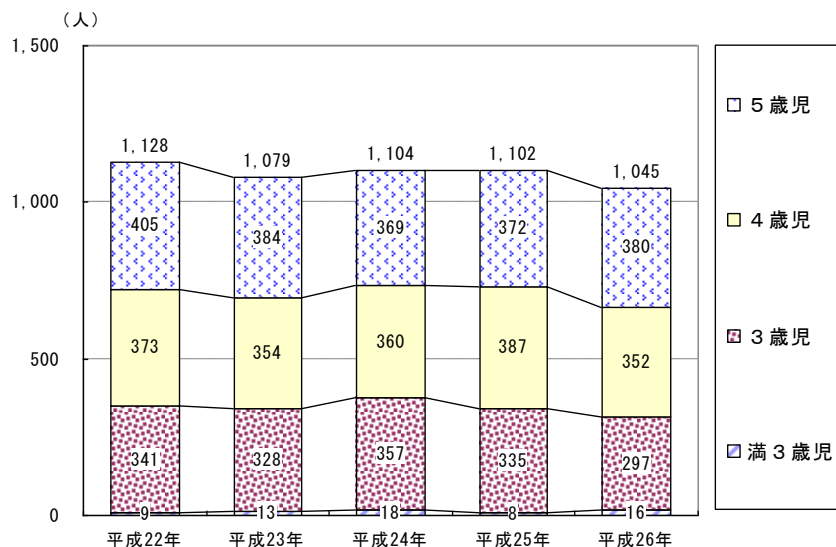
区分	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
公立	しんとみ保育園	200	9	43	47	42	46	47	234	117.0%
	ゆづかみ保育園	120	4	20	24	27	27	30	132	110.0%
	くろばね保育園	180	5	24	25	35	30	34	153	85.0%
	すさぎ保育園	45	1	4	3	4	5	4	21	46.7%
	小計	545	19	91	99	108	108	115	540	99.1%
私立	保育園チャイルド	90	5	16	17	18	20	20	96	106.7%
	おおたわら保育園	90	6	18	20	21	19	20	104	115.6%
	保育園ベビーエンゼル	50	5	12	12	11	7	9	56	112.0%
	みはら保育園	120	5	26	27	29	30	28	145	120.8%
	かねだ保育園	150	8	22	26	26	24	21	127	84.7%
	かねだ保育園浅香分園	10		8					8	80.0%
	ひかりのぎき保育園	60	6	7	16	9	20	12	70	116.7%
小計	570	35	109	118	114	120	110	606	106.3%	
市内合計		1,115	54	200	217	222	228	225	1,146	102.8%
市外	市外保育施設		1	9	5	5	12	8	40	
	こども園			1	4	1	1		7	
合計		1,115	55	210	226	228	241	233	1,193	107.0%

資料：子ども幸福課

(2) 幼稚園就園児童数の推移

本市における幼稚園数は平成26年5月現在、7か所となっています。また、幼稚園就園児童数はやや減少傾向となっており、平成26年5月現在で1,045人となっています。

○幼稚園就園児童数の推移



資料：子ども幸福課（各年5月1日）

○幼稚園別入園状況（平成26年5月1日現在）

単位：人

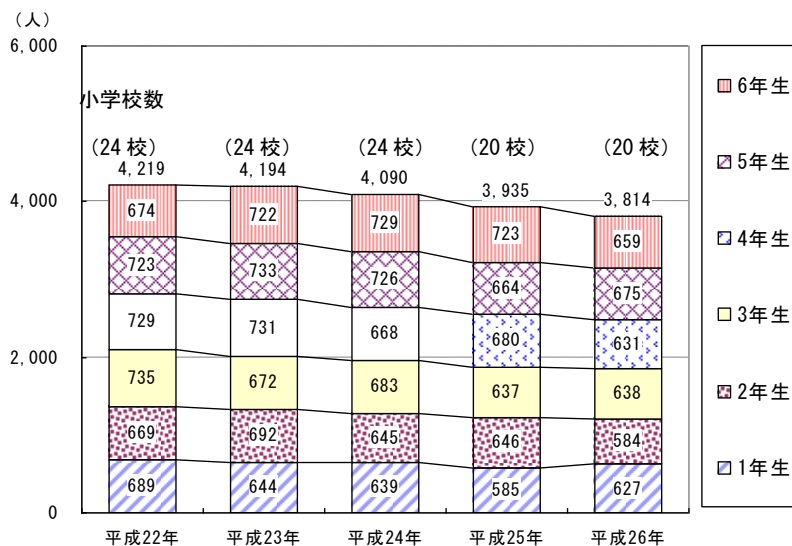
施設名	定員	市内					市外					計	入所率
		満3歳	3歳	4歳	5歳	小計	満3歳	3歳	4歳	5歳	小計		
ふたば幼稚園	315	3	47	67	65	182	0	14	12	21	47	229	72.7%
聖家幼稚園	175	0	11	12	26	49	2	4	5	3	14	63	36.0%
ひかり幼稚園	385	6	55	84	68	213	0	5	3	6	14	227	59.0%
野崎幼稚園	175	0	33	46	33	112	0	9	7	10	26	138	78.9%
なでしこ幼稚園	245	1	50	52	64	167	0	27	14	17	58	225	91.8%
黒羽幼稚園	210	1	32	27	37	97	0	0	2	1	3	100	47.6%
明星館幼稚園	100	0	9	4	13	26	0	0	0	0	0	26	26.0%
市内幼稚園計	1,605	11	237	292	306	846	2	59	43	58	162	1,008	62.8%
第2ひかり幼稚園	385	3	46	47	55	151							
西那須野幼稚園	560	2	10	7	6	25							
すぎのこ幼稚園	210	0	3	3	4	10							
すぎのこ三島幼稚園	280	0	0	1	2	3							
すみれ幼稚園	315	0	0	0	1	1							
黒磯いずみ幼稚園	245	0	0	0	1	1							
氏家幼稚園	455	0	0	1	2	3							
きつれ川幼稚園	175	0	0	1	1	2							
本田記念幼稚園	240	0	0	0	1	1							
かしわ幼稚園	280	0	1	0	1	2							
市外幼稚園計	3,145	5	60	60	74	199							
合計	4,750	16	297	352	380	1,045							

資料：子ども幸福課

(3) 小学生児童数の推移

本市における小学校数は、平成25年の黒羽地区、川西地区の小学校統合により24校から20校となっています。また、本市の小学生児童数をみると、年々減少しており、平成26年4月現在で3,814人となっています。

○小学生児童数の推移

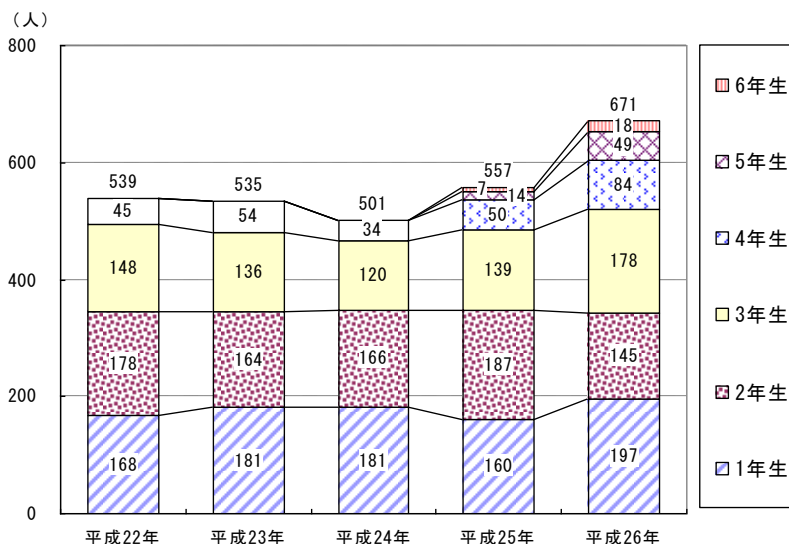


資料：学校教育課（各年4月）

(4) 学童保育館入所児童数の推移

本市における学童保育館施設数は、平成25年7月に学校の空き教室を利用した市野沢第2学童保育館、平成26年4月にうすば第2学童保育館、また、これまで放課後子ども教室として実施していた大田原小学校友遊教室が平成26年4月から学童保育館に移行したことにより、平成26年4月現在、公設民営12か所・民設民営5ヶ所の合計17か所となっています。また、平成25年度より施設に余裕がある場合は小学校4年生以上の入所も可能としたことにより、学童保育館入所児童数は大きく増加しており、平成26年5月現在で671人となっています。

○学童保育館入所児童数の推移



資料：子ども幸福課（各年5月1日）

○学童保育館別入所状況（平成26年5月1日現在）

単位：人

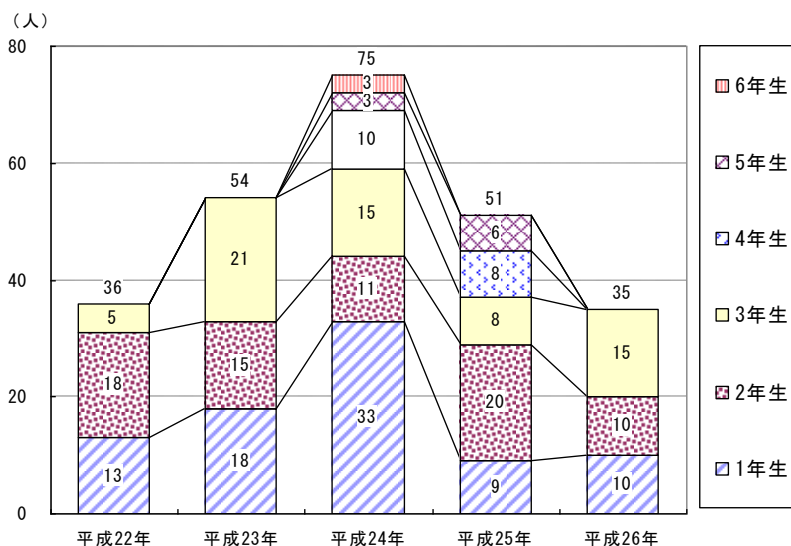
区分	名称	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	入所率
公設	大田原学童保育館	70	31	24	25	0	0	0	80	114.3%
	友遊学童保育館	40	0	0	0	12	8	6	26	65.0%
	美原第一学童保育館	70	24	21	20	0	0	0	65	92.9%
	美原第二学童保育館	50	14	22	10	10	5	0	61	122.0%
	わくわく学童保育館	24	7	8	7	0	0	0	22	91.7%
	紫塚学童保育館	40	17	8	17	0	0	0	42	105.0%
	市野沢学童保育館	50	15	11	23	0	0	0	49	98.0%
	市野沢第二学童保育館	41	0	0	0	11	6	2	19	46.3%
	うすばアットホーム	50	17	11	12	0	0	0	40	80.0%
	うすば第二学童保育館	41	0	0	0	9	2	2	13	31.7%
	湯津上学童保育館	30	10	4	17	12	4	0	47	156.7%
	黒羽学童保育館	40	5	5	3	3	1	0	17	42.5%
	公設民営小計		546	140	114	134	57	26	10	481
民設	つばさ（親園学童保育館）	30	4	6	7	0	4	0	21	70.0%
	宇田川学童・幼児保育館	50	26	4	10	15	12	1	68	136.0%
	石上学童保育会	30	3	5	6	7	1	4	26	86.7%
	学童保育館あすなろ	15	3	4	4	2	5	3	21	140.0%
	ひまわり学童クラブ	32	21	12	17	3	1	0	54	168.8%
民設民営小計		157	57	31	44	27	23	8	190	121.0%
合計		703	197	145	178	84	49	18	671	95.4%

資料：子ども幸福課

（5）放課後子ども教室利用児童数の推移

本市において放課後子ども教室を実施している小学校は、平成25年4月に川西小放課後子ども教室をひまわり学童クラブ（黒羽幼稚園）に統合したこと、平成26年4月に大田原小友遊教室を大田原第2学童保育館に移行したことにより、平成26年4月現在、3校となり、利用児童数は35人となっています。

○放課後子ども教室利用児童数の推移



資料：生涯学習課（各年4月1日）

第2章 大田原市の子ども・家庭の現状

○放課後子ども教室利用状況（平成26年4月1日現在）

単位：人

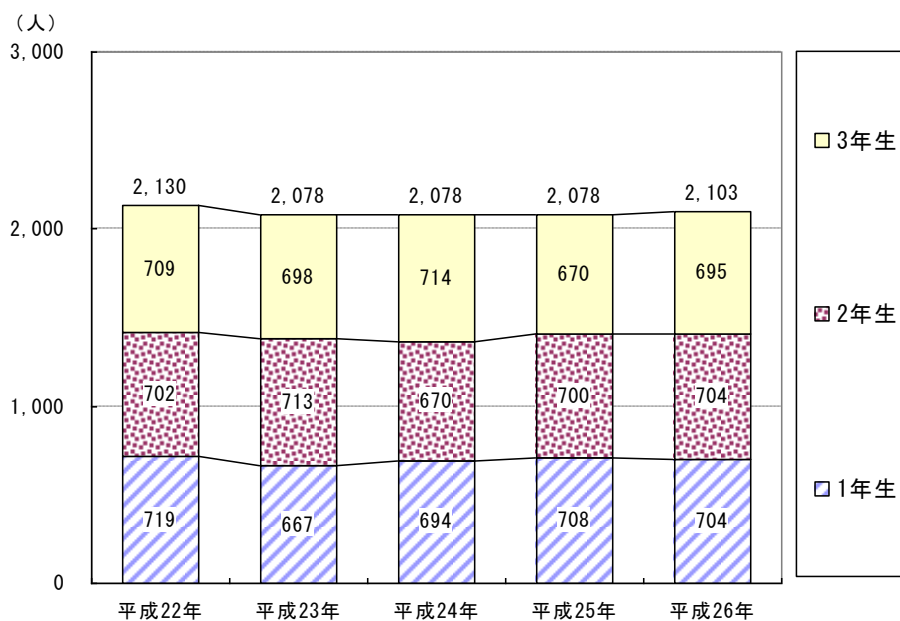
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
奥沢小	5	6	4				15
羽田小	1	3	8				12
金丸小	4	1	3				8
	10	10	15	0	0	0	35

資料：生涯学習課

（6）中学生生徒数の推移

本市における中学校数は、平成22年度に黒羽地区の中学校の統合があり、平成26年4月現在、9校となっています。また、生徒数は横ばいとなっており、平成26年4月現在で2,103人となっています。

○中学生生徒数の推移



資料：学校教育課（各年4月1日）

6. 今後の課題

国・県の動向や子ども・子育て環境の変化などを踏まえて、本市における今後の子ども・子育て支援に関する課題を次により整理します。

(1) 少子化の進行

本市の出生数は、近年、560人前後で推移しています。出生率も国、県よりも低い傾向にあります。未婚率も年々増加の傾向にあり一層の少子化の進行が懸念されます。

こうしたことから、子どもの減少によって、子どもたち同士が交流する機会が少なくなり、子どもの社会性が十分に育まれにくくなるとともに、まちの元気、活力が減退してしまうことが危惧されます。

多くの子育て世代が未永く大田原市に居住し、子どもを産み育てるなら大田原市であると思ってもらえるような子育て環境づくりが求められています。

(2) 保育需要の高まり

核家族化の進行、女性の社会進出・社会復帰の進展、さらにはひとり親家庭の増加により、保育を必要とする児童が増えています。全国の市町村においては、その加速についていくことに苦慮しています。

当市も例外ではなく、低年齢児の保育基盤不足による待機児童の出現が問題となっています。

将来の保育需要を見極めながら、保育園、幼稚園、認定こども園及び家庭的保育事業者等と連携し、安心して子どもを預けられる環境の構築が求められています。

(3) 放課後の子どもの居場所の必要性

少子化による子ども同士がふれあう機会の減少、核家族化や女性の就業率の向上、就労形態の多様化等に伴う留守家庭児童が増加しています。また、子どもたちを被害者とする犯罪が跡を絶たないことなど、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しています。

子どもたちが安全に快適に放課後を過ごし、そこでの活動を通じて自立心、社会力、創造力等を育成していくことができる居場所を確保することがますます重要になっています。

(4) 子育ての孤立化

少子化、核家族化が進行する中で育ってきた世代が、子どもを持ち、親として子育てをしています。自らが親や祖父母から子育てに関する知識を受け継ぐことなく、近所にも相談できる人もいない中で、初めての子育てを手探りで行う、または孤立化してしまうことは、現代社会では珍しくありません。

子育ての孤立化は、子どもへの虐待の大きな要因の一つと言われています。思い通りに行かない子育てに不安や悩みを抱え、それがストレスとして子どもに向けられてしまうこともあります。

このような、悲しい状況を招くことがないよう、地域や行政が協力しながら、子育て世帯を孤立化させない環境づくりが求められています。

(5) ワーク・ライフ・バランス社会の構築

子どもを産み・育てるにあたって、誰もが安心して働き続けることができ、仕事と生活の調和が図れるようなワーク・ライフ・バランス社会の構築に向けての期待が高まっています。ワーク・ライフ・バランス社会への一層の理解を深めるための取り組みが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定するものです。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中にある「子どもの育ちに関する理念」、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」に即し、さらに、「大田原市次世代育成支援対策行動計画（後期）～子育て応援プラン～」を踏まえた理念を基本とします。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることを目指しています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども、子育て支援にまつわる環境は社会全体で整備することが求められています。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

■子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること。
- 自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性。

■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の役割及び意義
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

■社会のあらゆる分野における構成員の責務と役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。

これらを踏まえ、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、本計画に的確に位置づけ、子どもの健やかな成長を保障していくこととします。

さらに、「大田原市次世代育成支援対策行動計画（後期）～子育て応援プラン～」の基本理念などの考え方は、子ども・子育て支援法の理念や意義に包含されていることから、これまでの施策の継続性と、より一層の取り組みが必要となります。こうしたことから、

(1) 子どもの発達支援

子どもが心身ともに健やかに育つように、子どもの最善の利益が実現される取り組みを進めていきます。

(2) 子どもとともに成長する親への支援

すべての親が心身ともにゆとりをもち、子育てを通じて親自身も成長できるように支援していきます。また、次代の親となる若い男女が子どもを生み育てたいと思えるように、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての喜びや楽しさを経験できるように支援します。

(3) 子どもが地域で育つ環境づくり

家庭で安心して子育てできるように、地域全体で子育て家庭を支えていきます。

子育て家庭が抱える不安感や負担感の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てできる地域づくりとのためのネットワークづくりを推進していきます。

を基本理念として継承し、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

2. 計画のキャッチフレーズ

計画のキャッチフレーズは、3つの理念のもとに実現していく本市の子ども・子育て支援に対する姿勢を示すものです。

本市では、子どもが地域の中でたくましく育ち、また、すべての家庭が子育ての責任を自覚し、親自身も子育てを通じて成長することができ、さらに地域では、子育てを社会全体で行うものとする共通認識のもと、子育てを支援していくという思いを込め、本計画におけるテーマを「子育て環境日本一を目指して」と定めます。

子育て環境日本一を目指して

3. 基本目標

本計画の推進にあたり、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、5つの基本目標を設定し総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

1 地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進し、児童の健全育成を推進します。

《基本施策》

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 地域における子どもの活動の場や機会の確保
- (4) 経済的負担の軽減

2 親と子どもの健康確保・健康づくり

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、医療機関との連携協力を図り小児救急医療体制の整備に努め、母子保健の充実を図ります。

《基本施策》

- (1) 安心して出産できる環境づくり
- (2) 子どもや母親の健康の確保
- (3) 小児医療の充実

3 保護が必要な子どもや家庭への支援

すべての子どもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

《基本施策》

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障害児やその家庭への支援施策の充実
- (3) ひとり親家庭への支援

4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

《基本施策》

- (1) 家庭や地域の教育力の向上
- (2) 「生きる力」を育む学校教育の推進

5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進し、さらに、少子化の要因と言われる未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけるため、結婚支援による家族づくりを支援します。

《基本施策》

- (1) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保
- (3) 子育てを支援する生活環境の整備
- (4) 家族づくりの支援

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく教育・保育提供区域の設定については、保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案します。

本市の現状として

- ① 現在の利用状況においても、学区や行政区等の区域を越えた利用実態がある。
- ② 就業地域と生活地域は個人によって様々である。
- ③ 市内については、全地域自家用車による移動が可能である。
- ④ 基盤整備が区域ごとの需要と供給で管理されるため、区域を細分化することで、新たな事業への参入がしにくくなる。

こうしたことから、本市の教育・保育提供区域は市全体を1区域として設定します。

■本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育園・認定こども園	市全体
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		
	② 地域子育て支援拠点事業		
	③ 時間外保育（延長保育）		
	④ 子育て短期支援事業		
	⑤ 一時預かり事業		
	⑥ 病児・病後児保育事業		
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）		
	⑧ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）		
	⑨ 妊婦健康診査		
	⑩ 乳幼児全戸訪問事業		
⑪ 養育支援訪問事業			
	⑫ 要支援・要保護児童支援事業		

2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、施設利用のための保育の必要性を認定した上で利用施設を決定し、その施設に給付費を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分については、次のとおりとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、 共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	保育園・認定こども園	共働き家庭
3号認定	0歳、1・2歳	保育園・認定こども園、地域型保育	共働き家庭

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育園・認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
従来型の継続幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

各認定区分における教育・保育施設の需要量と確保策は以下の様になります。

						確保策等		
		1号	2号		3号			
			幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳		
平成 26年度	対象児童数	1,784			536	1,175	・H26.5.1の幼稚園実績 ・H26.4.1現在の保育園入園者数	
	実績値	876	693	130	427			
平成 27年度	推計児童数		1,776		523	1,134	○既存保育園の移転新設による定員60人増員 ○既存幼稚園からの認定こども園移行1施設 ○小規模保育施設の整備内訳) ・認可外からの移行2施設 ・分園からの移行等1施設 ・新規整備3施設 ・旧認可保育園施設利用1施設	
	必要量	必要利用数(市内)	746	301	718	175		509
		必要利用数(広域)	152		11	1		4
		必要利用定員総数(①)	1,199		729	176		513
	提供体制	特定教育・保育施設	70		743	129		413
		特定地域型保育事業				35		82
		認可外(地方単独事業)						
		確認を受けない幼稚園	1,036					
他市町施設		209		17	1	18		
提供量総数(②)		1,315		760	165	513		
②-①		116		31	△11	0		
平成 28年度	推計児童数		1,747		510	1,102	○既存幼稚園からの認定こども園移行1施設 ○新規事業所内保育施設の整備による地域枠受入	
	必要量	必要利用数(市内)	734	296	706	170		494
		必要利用数(広域)	152		11	1		4
		必要利用定員総数(①)	1,182		717	171		498
	提供体制	特定教育・保育施設	200		749	131		402
		特定地域型保育事業				39		78
		認可外(地方単独事業)						
		確認を受けない幼稚園	877					
他市町施設		209		17	1	18		
提供量総数(②)		1,286		766	171	498		
②-①		104		49	0	0		
平成 29年度	推計児童数		1,735		495	1,073	○60名定員規模の新規保育園(認定こども園)1施設を整備	
	必要量	必要利用数(市内)	729	294	702	165		481
		必要利用数(広域)	152		11	1		4
		必要利用定員総数(①)	1,175		713	166		485
	提供体制	特定教育・保育施設	1,077		753	126		395
		特定地域型保育事業				39		78
		認可外(地方単独事業)						
		確認を受けない幼稚園						
他市町施設		209		17	1	18		
提供量総数(②)		1,286		770	166	491		
②-①		111		57	0	6		

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

		1号	2号		3号		確保策等	
			幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳		
平成30年度	推計児童数	1,680		475	1,045	○小規模保育施設1か所について状況により閉園を検討		
	必要量	必要利用数(市内)	706	285	679		159	469
		必要利用数(広域)	152		11		1	4
		必要利用定員総数(①)	1,143		690		160	473
	提供体制	特定教育・保育施設	1,077		736		126	390
		特定地域型保育事業					33	65
		認可外(地方単独事業)						
		確認を受けない幼稚園						
		他市町施設	209		17		1	18
		提供量総数(②)	1,286		753		160	473
②-①		143		63	0	0		
平成31年度	推計児童数	1,635		420	1,010	○私立保育園の入所率を希望定員に調整		
	必要量	必要利用数(市内)	687	277	661		140	453
		必要利用数(広域)	152		11		1	4
		必要利用定員総数(①)	1,116		672		141	457
	提供体制	特定教育・保育施設	1,077		720		114	392
		特定地域型保育事業					33	65
		認可外(地方単独事業)						
		確認を受けない幼稚園						
		他市町施設	209		17		1	18
		提供量総数(②)	1,286		737		148	475
②-①		170		65	7	18		

■教育施設の確保策について

現状で利用児童数が認可定員を下回っていることから、ニーズ量に対する供給量は、十分確保されているものと判断します。また、市内幼稚園の他、209人の供給基盤を那須塩原市や近隣の市町に確保することとして調整を行いました。

新制度施行当初においては、市内幼稚園のほとんどが私学助成制度での運営を希望することから、「確認を受けない幼稚園」として推計しています。今後の新制度への移行や認定こども園への移行を制限するものではなく、状況に応じて対応することとします。

■保育施設の確保策について

基盤の不足が予想される3号認定こどもの対応策として、小規模保育施設の整備を推進します。また、既存保育施設については、平成26年度の入所の状況を基に、継続利用を勘案したうえで、計画期間の最終年度には、各園の入所児童数が、それぞれの希望する定員となるように調整を行います。さらに、小規模保育施設の整備により、今後は小規模保育施設卒園後の2号認定こどもの受け皿の調整が必要となることが予想されることから、60名定員規模の保育園(認定こども園含む)1施設を公募により整備し、平成29年度からの供給開始を計画します。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 時間外保育（延長保育） 対象：0～5歳

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業。

■現在の取り組み状況

公立保育園4か所、私立保育園7か所（分園含む）の計11か所で、延長保育が実施されています。

■量の見込み及び確保の方策

計画期間においては、ニーズ調査から推計された事業量を見込んでおり、現状を大きく上回るものとなっていますが、事業の性質上、定員の設定はなく、在園児童への提供であることからニーズ量には対応できるものと考えますので、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

また、今後整備される予定の小規模保育事業、新規保育施設についても、延長保育の実施を依頼することとします。

	量の見込み(実人数:人)					
	平成26年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	—	327人	319人	314人	305人	291人
確保の方策						
提供体制	11ヶ所	18ヶ所	19ヶ所	20ヶ所	19ヶ所	19ヶ所
利用者数	133人	327人	319人	314人	305人	291人
確保方策 - 量の見込み	—	0	0	0	0	0

【実施施設内訳】	平成26年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
保育園	11ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所
小規模保育事業所等	—	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
認定こども園	—	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育館） 対象：小学1年～6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育館、小学校の余裕教室、自治公民館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

■現在の取り組み状況

平成25年度から事業の対象を小学校6年生までと拡大し、それぞれの学童保育館において、施設設備、職員体制の状況により、可能な範囲での受入れを実施しています。また、小学校の空き教室の積極的な活用により、市野沢小学校、薄葉小学校、大田原小学校で高学年を対象とした学童保育館の整備を行いました。その結果、西原小学校、紫塚小学校以外の学童保育館では、すでに、小学校6年生までの利用が行われています。

平成26年度現在、14か所の学童保育館と3か所の放課後子ども教室で706人の児童の利用があります。

■量の見込み及び確保の方策

共働き世帯の増加により、保育園同様より多くのニーズが見込まれます。さらに、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、小学校区ごとに事業量を見込む必要があります。引き続き、既存の学童保育館において事業を実施するとともに、現在、教育委員会が進める大田原市立小中学校再編成整備及び紫塚小学校、大田原小学校の新校舎建設計画の進捗にあわせ、教育委員会との連携により、学校施設の活用による定員の拡大を図ることにより、必要な事業量を確保していきます。

また、その他の既存学童保育館だけでは対応できない小学校区については、民間事業者の参入も含め、量の確保を進めることとします。

【今後予定される学童保育館の整備拡充予定】

ニーズに応えるため、引き続き、学童保育館の整備を促進し、量的拡充を図ります。

- | | | |
|----------------|------------------|----------|
| 平成27年度：西原小学校区内 | 小規模保育事業との併設施設の開所 | 定員 40人確保 |
|----------------|------------------|----------|
- | | | |
|----------------|---|----------|
| 平成28年度：西原小学校区内 | 社会福祉法人による既存福祉施設敷地への新設を検討 | 定員 40人確保 |
| | ：社会福祉法人による金田地区小学校（金丸小・奥沢小・羽田小）を対象とした学童保育館の開所を検討 | 定員 未定 |
- | | | |
|--------------|----------------|----------|
| 平成30年度：紫塚小学校 | 校舎建替えに伴い学校施設利用 | 定員 80人確保 |
| 大田原小学校 | 校舎建替えに伴い学校施設利用 | 定員 80人確保 |

◎ 国の「放課後子ども総合プラン」は、現行の厚生労働省における「放課後児童健全育成事業」と文部科学省における「放課後子ども教室事業」を一体的に行うことを進めるものです。本市においても、今後、教育委員会との調整を行うこととします。

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

	量の見込み(人)					
	平成 26 年度 (実 績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	—	989	966	938	920	911
1 年生～3 年生	555	582	582	563	555	546
4 年生～6 年生	151	407	384	375	365	365
確保の方策	706	746	786	786	946	946
確保方策 - 量の見込み	—	▲ 243	▲ 180	▲ 152	26	36

(3) 子育て短期支援事業 対象：0～5 歳

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

■量の見込み及び確保の方策

現在、宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではありませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が今後見込まれます。事業の性質上、市内及び近隣市町の児童福祉施設等への委託を検討し、ニーズに対応していきます。

	量の見込み(人回/年)					
	平成 26 年度 (実 績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	—	30	30	30	30	30
確保の方策						
提供体制（ヶ所）	—	1	1	1	1	1
利用者数	—	30	30	30	30	30
確保方策 - 量の見込み	—	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業 対象：0～2歳

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■現在の取り組み状況

■実施状況と今後の確保の方策

市内9か所にて実施しています。

【子育て支援センター・つどいの広場】

すみよし子育て支援センター、くろばね子育て支援センター、しんとみ子育て支援センター、ゆづかみ子育て支援センター、つどいの広場トコトコ、つどいの広場さくやま、子育てサロンかねだ、子育てサロンのざき、子育てサロンかわにし

■量の見込み及び確保の方策

平成25年12月にトコトコ大田原3階の子ども未来館に、つどいの広場トコトコが開所したことにより、週5日開所施設が5か所となりました。事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズには十分対応できるものと考えます。

今後も、利用者のニーズを的確にとらえ、乳幼児活動や相談事業の充実、妊産婦（プレママ）対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

	量の見込み(人回/月)					
	平成26年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	—	3,245	3,156	3,070	2,977	2,800
確保の方策						
提供体制(ヶ所)	9	9	9	9	9	9
利用者数	1,231	3,245	3,156	3,070	2,977	2,800
確保方策 - 量の見込み	—	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

①幼稚園の在園児を対象とした預かり保育 対象：3～5歳

幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園で定める通常の保育時間の前後や、土曜日、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内幼稚園7か所全園において、預かり保育を実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

実績の上では、事業の性質上、定員の設定はなく、現在のニーズには対応しているものと考えます。ニーズ調査からの量の見込みは、実績を大きく上回る数値となっていますが、実績については、市外の幼稚園利用者の状況は含まれていないこと、各幼稚園における在園児を対象とする事業であることから、各幼稚園で受入可能な規模と考えます。

	量の見込み(人日/年)					
	平成26年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み						
1号認定による利用	—	1,034	1,017	1,010	978	952
2号認定による利用		76,829	75,573	75,053	72,674	70,728
確保の方策						
提供体制(ヶ所)	7	7	7	7	7	7
1号認定による利用	46,271	1,034	1,017	1,010	978	952
2号認定による利用		76,829	75,573	75,053	72,674	70,728
確保方策 - 量の見込み	—	0	0	0	0	0

②在園児以外を対象とする一時預かり保育事業 対象：0～5歳

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園、認定こども園、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内の保育園7か所において、一時預かり保育を実施しています。

保護者の外出、急病、育児疲れ等、多様な保育ニーズに対応するために、一時的に家庭保育が困難な場合に乳幼児を預かる一時保育事業を実施しています。

また、平成25年12月からは、トコトコー時保育センターを開所し、子育て援助活動支援事業として実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

市内の保育園の計7か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として、必要な事業量の確保を図るほか、トコトコー時保育センターでの子育て援助活動支援事業による提供体制も確保しています。また、平成27年度からは、既存保育園1か所での開所が予定されています。

	量の見込み(人日/年)					
	平成26年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	—	3,657	3,572	3,502	3,393	3,236
確保の方策						
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,730	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	1,337	1,755	1,755	1,755	1,755	1,755
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	0	0	0	0	0
確保方策 - 量の見込み	—	75	160	230	339	496

(6) 病児・病後児保育事業 対象：0～5歳

病児・病後児等について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

■現在の取り組み状況

病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育メニューを受けるのが難しい回復期の子どもを預かる病後児保育を市内私立保育園1か所（定員2名）において実施しています。また、他の私立保育園2か所においては、保育中の急な体調不良などに対応し、保護者が迎えに来られるようになるまで預かる、体調不良児対応型保育事業を実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

保護者が就労しているなどで、保育園等に通っている子どもが病気になったときでも休めない場合があります、代わって病気の子どもの世話をする病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全、安心な施設や保育体制づくりに努め、病院等への委託も含め、病児保育の確保を図ります。

	量の見込み(人日/年)					
	平成26年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	—	423	414	408	395	378
確保の方策						
病児保育事業	—	0	0	0	0	0
子育て支援活動支援事業 (病後児保育) ※定員2名×245日開所	60	490	490	490	490	490
確保方策 - 量の見込み	—	67	76	82	95	112

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） 対象：乳幼児、就学児

子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内1か所で実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズには対応できるものと考えます。今後、活動内容の充実により、様々な子育て家族のニーズに対応できる事業とするため、安定した提供会員（育児の支援を行う者）の確保と人材の育成を進めます。また、事業のさらなる周知と、手続き方法など利用者が使いやすい事業とする検討を行い事業の拡大に努めます。

	量の見込み(実人数)					
	平成26年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	—	41	39	37	37	36
確保の方策						
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	1	1
利用者数	43	43	43	43	43	43
確保方策 - 量の見込み	—	2	4	6	6	7

(8) 利用者支援事業 対象：子どもの保護者（主に就学前児童保護者）

子どもとその保護者が、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供が受けられるよう、関係機関との連絡調整等を実施し、必要に応じて相談や助言等を行う事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、子育て中の保護者からの相談や事務手続きに対応するため、子育てに関する窓口を一本化して、子ども幸福課において対応しています。

■量の見込み及び確保の方策

今後は、子育てパンフレットの発行などによる情報提供を行うとともに、利用者支援事業として、子ども幸福課保育係で実施している利用調整業務に関する専用窓口を整えるなどで対応していきます。

	量の見込み					
	平成26年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(ヶ所)	—	1	1	1	1	1
提供体制(ヶ所)	—	1	1	1	1	1

(9) 妊婦健康診査 対象：すべての妊婦（転入者含む）

妊婦健康診査は、安全・安心な出産のために重要であることから、確実な受診を図ることを目的に、妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減するために妊婦健康診査費用の公費負担を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、産科医療機関における妊婦健康診査費用の公費負担を実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き産科医療機関等と連携し、受診体制の確保と定期的受診を勧奨します。

	量の見込み(人)					
	平成26年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
延べ受診者数	540	510	495	475	420	406

(10) 乳児家庭全戸訪問事業 対象：生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭

生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等に関する支援を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内の乳児（生後4か月未満）のいるすべての家庭に対し、訪問指導員や市の保健師が自宅に訪問し、母子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談等、必要な支援を行っています。

■量の見込み及び確保の方策

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込みます。引き続き、市での事業実施を予定しており、訪問指導員の委嘱により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	量の見込み(人)					
	平成26年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
訪問乳児数	540	523	510	495	475	420

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(11) 養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■現在の取り組み状況

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで発見された養育支援が必要と思われる家庭に、保健師、心理士、家庭相談員等が連携し家庭訪問を行い、養育に関する相談・指導を実施しています。

■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績と同等の事業量を見込んでいます。引き続き、子ども幸福課内各係の連携による事業実施を推進することとしており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、家庭相談員・保健師等の配置により、必要な事業量の確保に努めます。

	量の見込み(人)					
	平成26年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問実人数	90	90	90	90	90	90

(12) 要支援・要保護児童支援事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

代表者会議は年 1 回開催、実務者会議は毎月開催しています。さらに、児童相談所、教育委員会との連携を強化するため、実務者会議等には各機関からの担当職員が出席し、解決が困難な事例検討を実施するなど、児童虐待防止事業を実施しています。

また、個別ケースについても、関係機関との検討会議を随時開催しています。

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み(回)					
	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
要保護児童等対策地域協議会の開催回数	1	1	1	1	1	1
職員派遣回数	13	13	13	13	13	13

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

1 教育・保育サービスの充実

現況把握

◇長引く社会経済の低迷に伴う共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育需要は一層高まり、多様化しています。そのため、通常の保育の量的な確保に加え、一時保育、時間外保育、病児・病後児保育など、多様化する保育需要への対応が課題となっています。

◇安心して子育てと仕事の両立ができるように、受け入れ体制の弾力化に加え、利用しやすい保育サービスの提供、サービスの質的向上を図ることが必要になります。

施策の方向

- 保育需要に対応した適正なサービス量を確保します。
- 保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。
- 公立保育園の統合や民営化等を推進します。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業の充実	保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする乳幼児を保育園等で預かることにより仕事と家庭の両立支援を図ります。 産後休暇及び育児休業明けなど、出産後も働き続けることができるよう乳幼児保育事業の充実を図ります。	子ども幸福課
延長保育事業の充実	保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間を超えて児童を預かる延長保育事業の充実を図ります。	子ども幸福課
休日保育事業の推進	日曜・祝日等の保育需要に対応するため、休日保育事業の実施に努めます。	子ども幸福課
夜間保育事業の推進	保護者の就労などにより、延長保育時間を越えて保育を必要とする夜間保育事業の実施に努めます。	子ども幸福課

事業名	事業内容	担当課
障害児保育事業の充実	集団保育が可能な障害児を通常保育の中で健常児とともに保育できるよう受け入れ体制の充実を図ります。	子ども幸福課
一時預かり事業の充実	保護者のリフレッシュ、疾病、冠婚葬祭等により、一時的に保育が必要になる児童を預かる一時保育事業の充実を図ります。	子ども幸福課
特定保育事業の推進	パート就労や介護のため、週2.3日又は、午前か午後のみなど必要に応じて利用できる特定保育事業の実施に努めます。	子ども幸福課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の推進	保護者等の仕事が夜間になり、子どもの保育が困難な場合に預かるトワイライトステイ事業の実施に努めます。	子ども幸福課
子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進	一時的に家庭で養育できない子どもを短期間預かるショートステイ事業の実施に努めます。	子ども幸福課
乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児・体調不良児対応型）の充実	病中の子どもを預かる病児保育事業の実施に努めます。また、病気回復期にあるため、集団保育が困難な子どもを一時的に預かる病後児保育事業の充実及びPRに努めます。	子ども幸福課
幼稚園預かり保育事業の促進	通常の保育時間終了後も園児を保育する預かり保育など、幼稚園における子育て支援の取り組みと促進に努めます。	子ども幸福課
幼稚園における地域子育て推進事業の促進	地域の子どもたちに、幼稚園の園庭・園舎の開放や、親子交流事業など、幼稚園における子育て支援の取り組みと促進に努めます。	子ども幸福課
教育・保育施設等の整備	本計画による計画的な整備を行います。また、就学前の子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の普及に努めます。公立保育園については、市内の需要量の定数調整施設としての位置づけも踏まえながら、統合や民営化等を推進していきます。	子ども幸福課

2 地域における子育て支援サービスの充実

現況把握

- ◇核家族化が進行し、家庭での育児力の低下や近所付き合いの希薄化による子育て家庭の孤立などの問題が懸念されます。
- ◇子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、子どもとその保護者の居場所づくり、交流の場としての子育て支援センターの運営や、子育て情報の発信、子育て・育児相談を実施しています。
- ◇核家族化の進行や親世代の高い就労意欲、就業形態の多様化、価値観の多様化などにより、多様な質・量両面の適切な子育て支援サービスが求められています。

施策の方向

- 身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができ、保護者が「ほっ」とできる場の提供と、さまざまな機会を通じて子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- 子育て中の親同士が気軽に交流できる場や機会の提供に努めるとともに、きめ細かな子育て支援に向け、子育て支援活動の充実とネットワークづくりを推進します。
- インターネットなど各種情報媒体を活用し子育て情報の発信に努めます。
- 就労中または就労を希望している保護者の多様なニーズに応え、通常保育の拡充とともに、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業の充実	子育ての援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かり保育等を行うファミリーサポートセンターの充実を図ります。	子ども幸福課
子育て支援センター事業の充実	指導員による子育てに対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、子育て家庭に対する育児支援を推進します。	子ども幸福課
つどいの広場事業の充実	地域の協力を得て、子育て中の親子が気軽に相談や交流ができるつどいの広場事業の充実を図ります。	子ども幸福課
子育てサロン事業の充実	子育て中の親子が気軽に訪れ、子育て相談や情報交換・親子交流などを行う子育てサロンの充実を図ります。	子ども幸福課

事業名	事業内容	担当課
子育て支援情報の充実	<p>新生児訪問や乳幼児健診、担当窓口等において、子育て支援に関するパンフレットを配布するとともに、子育てに関して必要と思われる情報の提供に努めます。併せて、市のホームページにおける子育て支援情報の充実に努めます。</p>	子ども幸福課
子育てに関する意識啓発	<p>核家族化の進行や就労する母親の増加等の中で、子育てを地域で支えていくという意識の醸成を図るため、様々な機会を通して子育てに関する意識啓発に努めます。</p>	子ども幸福課
子育て支援ネットワークづくり	<p>地域での子育て支援を行う体制づくりをめざし、子育てサポーターの養成やNPO法人の活用等による子育て支援ネットワークづくりを推進します。</p>	子ども幸福課

3 地域における子どもの活動の場や機会の確保

現況把握

- ◇核家族化や共働き世帯の増加など就労形態の変化により、保育需要は就学前の児童に限られたことではなく、放課後の小学生においても高まっています。
- ◇学童保育事業の対象児童の学年が6年生までに拡大したこともあり、より多くのニーズが見込まれます。

施策の方向

- 子どもたちが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体感できる機会の充実に努めます。
- 次代の担い手である子どもが健やかに成長し、また親が子育てを通して成長していけるよう、学校や家庭、地域における学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上を図るため、関係機関による共有ネットワークづくりを進めます。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「学童保育事業」と「放課後子ども教室」が一体的あるいは連携した事業として実施できる施設・体制づくりを検討していきます。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業(学童保育)の充実	放課後や夏休み等の長期休業中に、昼間、家庭に保護者のいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	子ども幸福課
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに行う学習やスポーツ・文化活動等の取組を推進します。	生涯学習課
地域活動における世代間交流	自治公民館、子ども会育成会、放課後子ども教室などにおける地域のスポーツ活動、伝統行事の伝承等を通じ、世代を超えた交流を促進します。	生涯学習課
中高生の職場体験を通じた乳幼児とのふれあい支援	保育園や幼稚園などにおいて、中高生が乳幼児とふれあう機会となる職場体験を支援します。	学校教育課 商工観光課

4 経済的負担の軽減

現況把握

- ◇妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで、子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。
- ◇本市では、児童手当の支給をはじめ、保育園における保育料の軽減、幼稚園就園奨励費の補助、小中学校での給食費無料化などの各種援助、医療費や予防接種費用の助成などを実施しています。
- ◇本市の厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援を、いかに効果的に実施できるかが課題です。

施策の方向

- 安心して子どもを産み育てることができる経済的支援体制の確立に努めます。
- 少子化への対応や健全な児童の育成のため、適正な経済的支援に努めます。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
教育・保育施設の利用者負担額の軽減	教育・保育施設の利用者負担額を国の基準より軽減して設定します。	子ども幸福課
幼稚園就園奨励費補助金の支給	新法への移行を希望しない私立幼稚園に通う児童の保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励費の助成措置を継続して実施します。	子ども幸福課
各種手当の支給・医療費等の助成	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子宝祝金等の支給やこども医療費、ひとり親家庭医療費、妊産婦医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	子ども幸福課 国保年金課
子育て支援券の周知及び推進	子育て支援券を利用することで、地域で子育てをする意識を高め、子育て基金の充実を図ります。基金活用事業については、予防接種費助成金をはじめとして、子育て環境の改善充実を推進します。	商工観光課 子ども幸福課
チャイルドシート購入費補助金の支給	チャイルドシート着用の徹底を図り、乳幼児の交通事故防止のため、チャイルドシート購入費補助金を継続して実施します。	子ども幸福課

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	事業内容	担当課
小児慢性特定疾患手当の支給	栃木県が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業により発行する小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けた対象者に対して、市独自の特定疾患患者福祉手当を支給します。	福祉課
教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。事業の実施について検討を進めます。	子ども幸福課 学校教育課
小中学校の給食費無料化	小中学校に就学する児童・生徒の給食費の無料化を継続して実施します。	教育総務課
予防接種費用の助成	定期予防接種費用の全額助成の他、任意接種のうち市が行政措置として行う法定外予防接種について、費用の一部助成を継続して実施します。	健康政策課

基本目標 2 親と子どもの健康確保・健康づくり

1 安心して出産できる環境づくり

現況把握

- ◇妊娠・出産期は、母親の心身に大きな変化をもたらす時期であると同時に母性や父性を育てる時期です。また、子どもにとっては、母体を通して栄養を与えられ、様々な刺激を受け、人間として必要な機能が形成される大切な時期です。
- ◇妊娠・出産期においては、妊婦は定期健診をしっかりと受け体調管理に努めるとともに、夫婦、家族は出産育児の知識や技術を身につけ、父親・母親になるという意識を持つことが重要です。
- ◇働く女性の増加、晩婚化、晩産化などにより、高齢出産等のハイリスク妊婦が増えつつある中で、妊娠中の健康管理及び出生後の育児支援の充実が必要となっています。

施策の方向

- 妊娠届出時の相談面接に重点を置き、妊婦健診や妊娠中の健康管理等に関する情報提供を行うほか、妊娠前からの啓発についても検討していきます。
- 個別に支援が必要な妊婦への訪問指導等、きめ細やかな対応により、安心して出産育児ができるよう支援に努めます。
- 大田原市母子保健計画「愛あいプラン」に基づき、安心して出産できる環境の確保に努めます。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
安全な妊娠・出産の確保	安心して妊娠・出産できる環境確保のため、妊婦健康診査、妊娠届出時の保健指導等を通じ、安全な分娩と健康な子どもの出生の支援に努めます。	子ども幸福課
妊婦訪問相談の充実	地域の産科病院と連携し、若年妊婦、高齢妊婦等のハイリスク妊婦に対し訪問、相談を行い、出産、育児に対する不安の解消に努めます。	子ども幸福課
不妊治療に対する支援	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するとともに、少子化対策の推進を図るため、不妊治療費の一部助成を継続して実施します。	子ども幸福課
マタニティマークの周知・啓発	親子健康手帳とともに、キーホルダー等を配布することにより、交通機関での座席の譲り合い、受動喫煙防止等、周囲の人達が妊産婦にやさしい環境づくりに参加できるよう、マタニティマークの周知・啓発に努めます。	子ども幸福課

2 子どもや母親の健康の確保

現況把握

- ◇子どもを安心して生み育てるためには、子どもはもちろん親の健康管理も重要です。
- ◇幼い頃からの生活習慣が、成長していく過程で大きな影響を与えるため、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活など、親子で好ましい生活習慣を築いていくことが望まれます。
- ◇健康に関する保健分野においては、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、育児相談など妊娠中からの母子の健康管理や相談指導事業をはじめとする様々な母子保健事業を実施し、母子保健事業の改善、充実を図っています。
- ◇生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、また食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。
- ◇感染症予防対策として、予防接種が効率的に行われるように普及啓発を図り、接種率の向上に努めています。

施策の方向

- 大田原市母子保健計画「愛あいプラン」に基づく、妊娠期からの成長段階に応じた母子保健事業を推進します。
- きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児の孤立化を防止します。
- 母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- 乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会や情報の提供に取組みます。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
妊産婦新生児訪問の充実	家庭訪問により、出産後の母体管理、乳幼児の発達の状態、育児不安解消など状況に応じた保健指導の充実を図ります。	子ども幸福課
乳幼児健診と相談・家庭訪問等による母子の健康づくりの推進	乳幼児健康診査・相談・家庭訪問等により、母子の健康管理や育児上必要な事項について助言し、育児不安を解消することで、より良い育児ができるよう支援を推進します。	子ども幸福課
小中学生の健康診査・相談の充実	保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携により、小中学生の健康の保持、増進を図ります。	子ども幸福課 学校教育課
小児生活習慣病予防健診と事後指導の充実	市内の小学校5・6年生、中学校1・2・3年生を対象に小児生活習慣病予防健診を実施し、学校保健と連携した、事後指導・健康教育等を実施し、小児期からの生活習慣病予防に取り組めます。	子ども幸福課 学校教育課

事業名	事業内容	担当課
フッ化物洗口事業の推進	市内すべての小中学校において、フッ化物洗口、虫歯予防講話等を実施し、歯科保健向上のための対策を推進します。	子ども幸福課 学校教育課
健康づくりリーダー連絡協議会等の活動推進	乳幼児期からの生活習慣病予防を視点を、行政と協働で地域の健康づくりに主体的に取り組む「健康づくりリーダー」の育成に努めます。また、その活動として、個別の環境に応じて、子育て支援を必要とする世帯が多数存在することを理解し、地域での支援を実践します。	健康政策課 子ども幸福課
若年健康診査	子育てする親が健康であるために、基本健康診査、婦人がん検診（子宮頸がん、乳がん）の受診機会を提供し、生活習慣病の予防やがんの早期発見に努めます。次世代を産む機能を守ります。	健康政策課
予防接種の推進	感染症予防対策として、定期接種及び市が行政措置として行う法定外予防接種の理解促進を図り、予防接種の推進に努めます。	子ども幸福課 健康政策課
発達に問題を抱える子どもへの支援の充実	発達に問題を抱える子どもに対し、その子の特性に合わせた適切な支援を継続的に推進し、さらに支援の充実を図るため、国際医療福祉大学をはじめ関係機関との連携強化に努めます。	子ども幸福課 学校教育課
食育の推進	乳児期の授乳、離乳食の指導からスタートして、保育園等や学校での給食への取り組みの充実（旬を知る、安全な食材、地場野菜の導入）をはじめ、食に関する学習や情報提供に取り組みます。	子ども幸福課 学校教育課 教育総務課 生涯学習課 農政課
食育教室の充実	乳幼児期や保育園等の園児を対象とした食育教室において小児生活習慣病の予防対策を図り、バランスの取れた食事の指導・改善に取り組みます。	子ども幸福課

3 小児医療の充実

現況把握

- ◇少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境をつくるためには、小児医療体制の確立は欠くことのできないものです。
- ◇子どもには、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。
- ◇関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法や、病気やけがなどの防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後も一層の充実が必要です。

施策の方向

- 地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。
- 家庭における病気やけが等への初期対応能力の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
小児医療体制の充実	県、近隣自治体、医療機関との連携・協力を図り、小児初期・二次・三次の小児救急医療体制の充実に努めます。また、急な病気やけがに備えて、小児救急を含めた「適正受診ガイド」チラシを作成し、広く配布し周知を図ります。	健康政策課
病気や事故への適切な対応	子育て支援施設や各種健康診査の場などにおいて、子どもの急な病気や不慮の事故の際の対応について、事故防止パンフレットの配布や講習会等を開催します。	子ども幸福課

基本目標3 保護が必要な子どもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

現況把握

- ◇児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、日常生活におけるストレス、地域における、子育て家庭の孤立化からくる子育て機能の低下などが複雑に関与しています。
- ◇本市では、子どもへの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防や早期発見・早期対応など総合的な支援が図れるよう、地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関等との連携により、地域全体が一体となって、児童虐待の防止に取り組む体制整備に努めています。
- ◇親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められています。

施策の方向

- 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携して虐待の早期発見・予防に努めます。
- 地域の見守りによる児童虐待の発生予防や早期発見について、積極的に働きかけていきます。
- 養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い連携して、有効な支援を積極的に図っていきます。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの充実	教育・福祉・医療・警察などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を活用し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、若年母子に対する支援の充実に努めます。	子ども幸福課
児童虐待防止のための普及、啓発	広報誌、ホームページ、ポスター等を通して児童虐待未然防止等の周知、啓発を図ります。	子ども幸福課
相談体制の充実	児童相談等の受理機関を市が担い、家庭相談員等の相談体制の強化・資質向上に努めます。	子ども幸福課

2 障害児やその家庭への支援施策の充実

現況把握

- ◇すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能となるよう社会的な支援体制を充実する必要があります。
- ◇本市では「大田原市障害者福祉プラン」、「大田原市母子保健計画（愛あいプラン）」に基づき、乳幼児健康診査や保健指導などでの障害の早期発見から、早期療育支援に努めるとともに、特別支援教育支援員を配した小中学校における特別支援教育など、障害児施策を展開しています。
- ◇障害や発達に特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となります。

施策の方向

- 社会参加と自立を促進するため、発達段階や障害の程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。
- 障害児を持つ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
相談・指導・支援の充実	関係機関の連携により障害児の相談・指導・療育の充実を図ります。	福祉課 子ども幸福課 学校教育課
生活支援の充実	在宅の障害児が療育訓練を受けられるよう、児童デイサービス事業等の充実及び施設で短期間預かるショートステイ事業等の生活支援の充実を図ります。	福祉課
社会参加への促進	福祉サービスの利用により、外出等がより気軽にできるよう支援します。	福祉課
学童保育事業における障害児の受け入れ推進	学童保育館において、障害の程度に応じた児童の受け入れを推進します。	子ども幸福課

3 ひとり親家庭への支援

現況把握

- ◇近年、離婚の増加等により母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭が増加傾向にあります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態である場合も多く、また身近に相談相手がないなど、家庭生活において多くの問題を抱えている場合があります。
- ◇本市では、現在、母子家庭や父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、母子自立支援員を配置して相談体制を確立し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を行っています。

施策の方向

- 自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- 親子の暮らしの安定を支援するため、児童扶養手当等の経済的な援助制度の普及に努めます。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
県及び母子寡婦福祉団体との連携の推進	県及び母子寡婦福祉団体と連携し、自立・就業のための各種講習会、一般・専門(弁護士)相談、日常生活支援事業等ひとり親家族に対するきめ細かな支援策の展開に努めます。	子ども幸福課
就業支援の推進	ひとり親家庭の経済的な自立を可能にする就業機会を確保し、早期自立を支援するため、公共職業安定所や地域職業訓練センター等と緊密に連携し効果的な就業支援を図ります。	子ども幸福課
相談体制と情報提供の充実	子育てや生活、就労など、さまざまな分野の窓口として、母子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ります。また、福祉施策・制度について関係機関と連携し情報提供に努めます。	子ども幸福課

基本目標4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

1 家庭や地域の教育力の向上

現況把握

- ◇子どもを健やかに育てていくためには、地域ぐるみで子どもを見守ることが大切です。そのためには、子どもに関わる家庭、学校、地域の連携を強化し、親同士が交流を深め、地域の子どもの問題や子育てについての情報を交換し合い、子どもたちが活動しやすい環境を整えることが必要です。
- ◇居場所づくり、多様な体験機会の創出などの取組みの継続、拡大に努めるとともに、特に家庭や地域の教育力の向上を図ることで、子ども、親、地域が一体となった健全育成環境をつくる必要があります。

施策の方向

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供に努めます。
- 地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大や地域の人材発掘と活用に努めます。
- 子どもの学習に取り組む意欲を育みます。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	子どもの発達段階に応じた家庭教育の意義と役割について、保護者自身が学習する機会の充実及び情報提供に努めます。	生涯学習課
地域における指導者の活動推進	地域での子育て支援に携わる「家庭教育オピニオンリーダー連絡会」の活動の推進を図ります。	生涯学習課

2 「生きる力」を育む学校教育の推進

現況把握

- ◇情報技術の急速な進展や価値観の多様化、少子化や核家族化の進行により、従来、子どもが地域や家庭での生活体験から体得すべき倫理観や規範意識が醸成されにくい状況となっています。
- ◇幼児期の教育から義務教育へのスムーズな移行が求められています。
- ◇基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用する学習活動の充実、学習意欲や思考力、判断力、表現力等を育成することが求められています。
- ◇情報通信技術（ICT）を取り入れ、より豊富なデジタル教材を活用することにより、一人ひとりの能力や特性に応じた学び（個別学習）、子ども同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）を推進しています。
- ◇少人数授業や総合的な学習の時間、外部人材活用等による多様なプログラムを積極的に取り入れることにより、学校教育におけるきめ細やかな指導を進め、児童生徒の知識・技能・体力の向上を図っています。
- ◇子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、「大田原市立小中学校再編整備に関する答申」に添った学校施設の整備を進めています。
- ◇いじめや不登校、少年少女による凶悪犯罪の発生などが社会問題化してきており、改めて子どもとの関わり方が問い直されています。

施策の方向

- 豊富な体験活動をはじめ、教育活動全般を通して人間性や社会性を培うことによる「人格の完成」に向けた取組みを推進します。
- 国際化・情報化などの急激な社会の変化にも主体的に対応できる力を身につけた児童生徒の育成を図ります。
- 生涯にわたる人間形成の基礎を培うために重要な幼児期においては、子どもの一人ひとりに応じたきめ細やかな支援にあたります。
- 幼児期の教育から義務教育への円滑な移行を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、家庭及び関係機関相互の連携や全体のネットワークを強化します。
- いじめや不登校などに対する子どもからの相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。また、各校に配置された相談員の横断的連携の強化や関係機関等との連携による相談・支援体制の充実を図ります。
- 子どもたちの自己重要感を高めるために、ありがとう運動の啓発を継続して実施します。
- 行政関係機関、PTA等の地域住民の連携、協力により、子どもにとっての良好な環境づくりを目指します。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
豊かな人間性の育成	子どもの発育・発達段階に適した体験的学習活動等により、協調、思いやる心、感動する心を育てるように道徳教育、福祉教育、人権教育等を通して豊かな人間性の育成を図ります。	学校教育課
確かな学力の向上	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、きめ細やかな学習指導とICT（タブレットPC）の導入により個別学習・協働学習の推進を図り、確かな学力と学ぶ意欲の向上に努めます。	学校教育課
健やかな身体の育成	生涯にわたり運動やスポーツを実践する資質や能力を身につけ、健康なライフスタイルを確立できるよう保健教育、安全教育、食育等を通して健やかな身体の育成を図ります。	学校教育課 スポーツ振興課 子ども幸福課 健康政策課
幼児教育の充実	幼児期にふさわしい教育環境を整備するため、幼児教育に携わる教職員の資質の向上を図る研修を充実させるとともに、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校間の連携の推進を図ります。	子ども幸福課 学校教育課
青少年の健全育成の推進	書店やゲームセンター等への立ち入り調査を実施し、青少年が有害情報に巻き込まれないような環境づくりに努めます。	生涯学習課
適応指導教室の充実	不登校や学校不適応傾向にある児童生徒の精神の安定を図り、自立を促し学校生活に適應できるよう適応指導教室の一層の充実に努めます。	学校教育課
スクールカウンセラーの活動推進	家庭環境や学校での不適応により、精神的に不安定になった児童生徒に対し、カウンセラー等が学校訪問をし、対話を通じて一人ひとりの心のケアを図る体制を充実させます。	学校教育課
思春期保健対策の充実	小学校5・6年生、中学校1・2・3年生に対し、助産師による思春期教室を実施し、命の大切さ、豊かな父性、母性を育み、思春期において、子どもが健やかに成長できるよう支援します。	子ども幸福課 学校教育課
ありがとう運動の推進	「ありがとう」を通して子どもたちの自己重要感を高めるための「ありがとう運動」の啓発を推進します。	教育総務課 学校教育課

基本目標5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

現況把握

- ◇女性の社会進出が進み、共働きの家庭が増えているなかで、結婚や出産によって退職を余儀なくされたり、再就職が困難となる状況を考慮して、結婚や出産を控える事態が予測されます。
- ◇結婚や出産しても働き続けることができ、職業生活と家庭生活を両立していくために、これまでの仕事優先であった働き方を見直す（ワーク・ライフ・バランス）とともに、女性に集中していた育児や家事の負担を家族で協力していく体制づくりや、職場での理解と協力などが必要となっています。
- ◇育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅、早退などを子育て家庭の労働者が気後れすることなく実行できる環境、また、雰囲気づくりが求められており、そのための制度づくりや職場と家庭の理解と協力の啓発が必要です。
- ◇今後も、働き方の見直しに係る企業等への啓発活動、男性の育児参加などを進めていく必要があります。

施策の方向

- 子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- 出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。
- 各種セミナーの開催、啓発資料の配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供により、男女が家庭における責任を共に担うことの意識を促します。
- 父親も子育て、家事に参加しやすい環境づくりに努めます。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画意識の醸成	家庭、地域、職場等において、男女共同参画意識の浸透が図れるよう努めるとともに、男女共同参画社会形成の講座や講演会等の開催及び情報提供に努めます。	政策推進課
父親の育児参加への推進	妊娠届や健診時の面接において、父子手帳等の配布や面接相談を通して育児への積極的参加を推進します。	子ども幸福課

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	事業内容	担当課
就業環境の整備促進	事業主に子育て支援体制の必要性についての啓発を行うとともに、育児休業制度等の周知を働きかけます。	商工観光課
再雇用制度の促進	妊娠・出産・育児等を理由に退職した人の再就職を支援するための情報提供を行うとともに、事業主に対する再雇用制度の周知を働きかけます。	商工観光課
特定事業主行動計画の推進	市職員における育児及び就学前児童への養育等のため、仕事と子育ての両立できる環境づくりを推進します。	総務課

2 子どもの安全の確保

現況把握

- ◇近年では、子どもが被害者となる事件や事故が多発しており、子どもの安全の確保が重要課題となっています。
- ◇子どもの交通事故を未然に防ぐため、交通事故防止のための看板の設置や学校等への横断旗の配布、歩道の整備などより良い交通環境の整備を進めています。
- ◇交通教育指導員による子どもや保護者を対象とした交通安全教育や交通一般指導員による通学路での登校時の立哨指導を実施しています。
- ◇自主防犯活動団体による防犯活動や子どもの下校時に合わせた防犯パトロール活動の実施、メールによる防犯情報の配信や市ホームページへの掲載などを実施しています。
- ◇子どもの安全を確保するために必要となる事件、事故、不審者等に関する情報を、市民の隅々まで行き渡らせることができるよう警察や学校、自治会、その他各種防犯組織等により構築されたネットワークをより積極的に活用していくことが求められます。

施策の方向

- 子どもや保護者を対象に、学校や幼稚園、保育園での交通安全教育の実施を推進し、子どもの交通事故防止に努めます。
- 子どもの登下校時の交通事故防止に努めます。
- 自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を推進します。
- 不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。
- 防犯灯の管理・設置により犯罪を未然に防止します。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
こども 110 番「あんしん家」の協力推進	地域の協力によって設けられた「あんしん家」が不審者に対して抑止力になっているため、今後も「あんしん家」と学校・警察等が連携、協力して子どもの安全確保に努めます。	学校教育課
地域での見守り体制の充実	学校・PTA・地域ボランティアなどの街頭指導・防犯パトロール活動のより一層の充実を図ります。	学校教育課 危機管理課
交通安全教育の推進	子どもが悲惨な交通事故に遭わないよう、学校や幼稚園、保育園等で交通教育指導員による交通安全教育の実施を推進します。また、児童等に交通安全教育冊子を配布し、意識啓発に努めます。	危機管理課 学校教育課
保護者に対する広報啓発	子どもを交通事故から守るための保護者に対する広報啓発を、広報媒体を通じて実施します。また、交通安全母の会による街頭指導や広報啓発活動を実施します。	危機管理課

3 子育てを支援する生活環境の整備

現況把握

- ◇生活の賑わいや潤いを生み出す都市環境の形成を図るとともに、子どもや妊産婦をはじめ、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して歩ける道路や利用しやすい公園をはじめとする公共施設等の整備、維持管理を進めています。
- ◇少子化の時代にあって、まちづくり全般において子どもの視点、子育て家庭の視点での取り組みがなされ、まち全体が子育てを応援する気風の醸成が求められています。
- ◇子どもから高齢者まで、多世代家族が支えあって、家族で子育てを支援する住宅環境の整備を推進しています。

施策の方向

- 子どもや子育て世代にやさしい生活環境の整備に努めます。
- 子どもや子どもとの外出にも安心して利用できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。
- 三世代同居のための住まいづくりを支援します。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
歩道等のバリアフリー化	子どもが安全で安心して通行することができる道路環境を確保するため、歩道の設置を始め、歩道の段差の解消や通学路の改良など道路の整備を推進します。	道路建設課 道路維持課
ユニバーサルデザインの推進	公共施設のユニバーサルデザインの取り組みを推進します。	建築住宅課 都市計画課
子育てにやさしい環境の整備	公共施設、公園等において、子育て家庭が安心して利用できる施設の整備を推進します。	建築住宅課 都市計画課
公共交通機関の充実	子どもや子どもとの外出にも安心して利用できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。	生活環境課
三世代同居のための住まいづくりの推進	三世代同居のための住宅を建築する場合の費用の一部を助成することにより、多世代同居による子育てを支援します。	建築住宅課 建築指導課
子育て世帯の定住促進	空き家等情報バンク制度を利用して賃貸借契約を締結した子育て世帯に対して、その家賃の一部を補助することにより、空き家の有効活用と子育て世帯の定住等を促進し、地域の活性化を推進します。	まちづくり推進課

4 家族づくりの支援

現況把握

- ◇本市の婚姻件数は減少傾向にあり、未婚率は男女ともに年々上昇している現状にあります。
- ◇未婚化、晩婚化は子どもの出生数の減少の要因となり、少子化を進めることとなります。
- ◇社会・地域全体で結婚に対する理解と認識を深め、結婚したいと思う男女が結婚しやすくなるよう、出会いや交流の場づくりが求められています。
- ◇未婚男女が結婚し、家族を形成しやすくなる環境の整備が求められています。

施策の方向

- 結婚を希望する独身男女の出会いの場を提供し、結婚にいたる支援を進めます。
- 結婚支援により独身者の結婚促進と定住促進を推進します。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当課
出会い支援事業	独身男女の出会いの場等を提供し、結婚にいたる支援を行う団体に対し補助を行います。	政策推進課
婚活マスター認定事業	婚活マスター（仲人）の認定を行い、結婚支援活動を推進します。	政策推進課

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制の充実

(1) 推進体制の充実

子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、子ども幸福課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。また、子どもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、地域ぐるみで推進します。

(2) 子ども・子育てをみんなで支える協働体制づくり

この計画の実現に向けては、行政はもちろんのこと、地域団体や企業、家庭等がそれぞれに役割を分担して、連携・協力していくことが大切です。

市民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりを持つことはもちろん、市外の人でも仕事やボランティアなどで市に関わりのある人を市民としてとらえ、地域社会全体で子どもの健やかな成長を温かく応援する協働体制づくりを推進します。

◎行政の役割◎

子ども・子育て支援について広く市民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

◎地域の役割◎

子どもの見守りや、様々な子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO 活動などへの参加の拡大を図っていきます。

◎家庭の役割◎

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、しつけ、子育てを男女が協働して行います。

(3) 計画の評価

毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取り組みを評価していきます。

また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、最新の資料・情報に基づき事業の点検と評価を行います。

2. 教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及する国の方針に従い整備を進めることとします。しかし、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を進めていきます。また、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園としての整備意向を踏まえ、教育・保育の一体的提供と体制が確保できるよう取り組んでいきます。

(2) 施設、事業者等との連携方策

①教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

②幼稚園、保育園、小学校、学童保育館などの連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等の情報を、個人情報であることを十分に留意した上で情報共有できるよう取り組んでいきます。また、保育園、幼稚園、認定こども園と小学校、学童保育館などとの交流や幼稚園教諭、保育士、教職員、学童保育支援員など関係者による合同研修などを積極的に行います。

(3) 産後の休業及び育児休業後における保育等の円滑な利用の確保

保護者が産後休業や育児休業明けの希望する時期に教育・保育施設を円滑に利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに必要に応じて相談支援に努めます。

資料編

1. 計画策定の経過

月日	会議名等	内容
平成 25 年 12 月 6 日～20 日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査	対象者数 (P3 参照) ・就学前児童保護者 2,977 人 ・小学生保護者 1,500 人 ・妊産婦 283 人
平成 26 年 2 月 6 日	第 1 回 大田原市子ども・子育て会議	・大田原市子ども・子育て会議について ・子ども・子育て支援新制度について ・ニーズ調査について ・今後のスケジュールについて
3 月 26 日	第 2 回 大田原市子ども・子育て会議	・計画における量の見込みについて ・ニーズ調査の集計結果について ・教育・保育等の量の見込みについて
6 月 20 日	第 3 回 大田原市子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について ・関係条例等の整備について
9 月 26 日	第 4 回 大田原市子ども・子育て会議	・関係条例等の制定について ・特定教育・保育施設の利用者負担額(案)について ・大田原市子ども・子育て支援事業計画中間報告について
平成 27 年 1 月 16 日	第 5 回 大田原市子ども・子育て会議	・大田原市子ども・子育て支援事業計画(案)について ・小規模保育事業所の認可事前協議について
1 月 26 日	庁内関係部署との調整会議	・子ども・子育て支援事業計画での関係事業内容の調整について
1 月 28 日～ 2 月 17 日	パブリックコメントの実施	・2人から4件の意見と記載数値等の誤りの指摘
2 月 27 日	第 6 回 大田原市子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果について ・計画内容の決定について
3 月 2 日	市長への審議結果の報告	・事業計画を市長へ提出
3 月 23 日	議会への報告 事業計画の公表	

2. 大田原市子ども権利条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を保障することに関し、基本理念を定め、市、保護者、学校等、市民等(以下「わたしたち」という。)の役割を明らかにすることにより、子どもの尊厳を守り、子どもが幸福で、健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。
- (4) 市民等 市内に居住、通勤及び通学する者並びに市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 わたしたちは、子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利を尊重し、子どもが安心して自分らしく生きることのできるまちづくりの推進に努めなければならない。

2 わたしたちは、子どもの権利の意義について理解を深め、子育て及び教育の環境を整え、子どもがみずからの成長を実感し、豊かに育つことができるまちづくりの推進に努めなければならない。

3 わたしたちは、地域の社会資源を有効に活用し、協働して子育てに取り組み、子どもの権利が最大限に守られ、あらゆる場に参加できるまちづくりの推進に努めなければならない。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、安心して自分らしく生きることができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。

- (1) 心身ともに健康で、命が守られ、愛情と理解を持って育まれること。
 - (2) あらゆる形の差別、暴力又は不当な不利益を受けないこと。
 - (3) かけがえのない自分を大切に、一人の人間として尊重されること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、安心して自分らしく生きることができる環境が与えられること。
- 2 子どもは、様々な体験を通して豊かに学び育ち、みずから感謝の心を育むことができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。
- (1) 子ども同士が協調し、学ぶこと。
 - (2) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
 - (3) 豊かな心と社会性を身につけ、勤労観及び職業観を育むこと。
 - (4) 国際社会に生きるコミュニケーション力を身につけること。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、豊かに育つことができる環境が与えられること。
- 3 子どもは、自分を守り、又は守られることができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。
- (1) あらゆる権利が侵されることなく、安心して生活ができること。
 - (2) プライバシーが守られ、自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、自分を守り、又は自分が守られる環境が与えられること。
- 4 子どもは、多様な活動に参加することができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。
- (1) 自分の思ったこと感じたことを表現し、又は意見を表明し、それらが尊重されること。
 - (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、多様な活動に参加することができる環境が与えられること。

(市の役割)

第5条 市は、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、子どもが幸福になるために、必要な支援及び指導を積極的に行わなければならない。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもが幸福で健やかに成長していくために、もっとも大きな役割を有する者であることを自覚し、子どもの個々の状況に応じた最善の支援及び指導に努めなければならない。

(学校等の役割)

第7条 学校等の設置者及び管理者は、子どもの幸福を第一に考え、子どもの安全を確保するよう努めるとともに、一人ひとりの子どもが人間性を豊かにし、多様な能力を磨いていくことができるよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、地域の活動等を通じて、子どもが幸福で健全に成長することができるよう、子育ての支援に努めなければならない。

(虐待、いじめ等の防止)

第9条 わたしたちは、互いに連携して、子どもに対する虐待、いじめ等を予防し、早期発見及び保護に努めなければならない。

(広報及び啓発)

第10条 市長は、この条例の定めるところにより、子ども、保護者、学校等、市民等の理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3. 大田原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大田原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども幸福課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

4. 委員名簿

No	氏名	選出団体	役職名	備考
1	渡邊 洋一	大田原公共職業安定所	管理課長	
2	小林 一夫	栃木県北健康福祉センター	次長兼総務福祉部長	
3	藤本 早	栃木県北児童相談所	所長	
4	小林 聖夫	大田原市小学校長会	両郷中央小学校長	
5	車田 宏之	大田原地区医師会	車田医院長	
6	菊地 達美	那須共育学園	施設長	
7	渡辺 佳世	エルム福祉会	エルムの園 主任	
8	林田 房江	大田原市民生・児童委員協議会連合会	主任児童委員	
9	本多 房雄	大田原商工会議所	事務局長	
10	栗原 敏子	大田原市女性団体連絡協議会	団体理事	
11	大熊 哲哉	大田原市 PTA 連絡協議会	若草中学校 P T A 会長	
12	黒田 光泰	大田原市幼稚園連合会	ひかり幼稚園長	
13	大金 正俊	大田原市幼稚園保護者会	ひかり幼稚園 P T A 会長	
14	長谷川 江里子	大田原市学童保育連絡協議会	市野沢学童保育館指導員	
15	二瓶 浩美	大田原市私立保育園連絡会	保育園チャイルド園長	
16	蛭田 操	大田原市私立保育園保護者会	保育園チャイルド 保護者会長	
17	生田目 一弥	大田原市公立保育園保護者会連合会	ゆづかみ保育園保護者会長	
18	松浦 浩子	大田原市公立保育園	ゆづかみ保育園長	
19	奥村 昌美	大田原市教育部長		
20	佐藤 宏	大田原市保健福祉部長		
21	齋藤 優紀	心理相談員		
22	須藤 ひろ美	母子自立支援員兼婦人相談員		
23	東田 洋子	家庭相談員		
24	中村 丈美	家庭相談員		

大田原市子ども・子育て支援事業計画

(平成 27 年 3 月)

発行／大田原市

編集／大田原市保健福祉部 子ども幸福課

〒324-8641

栃木県大田原市本町 1-4-1

T E L 0287-23-8769 F A X 0287-23-7632

